児童福祉法等の一部を改正する法律 の施行に向けた検討状況

こども家庭庁

こども家庭庁



では 家庭庁 改正法の施行に向けた検討状況 (目次)

0	概要・スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
0	こども家庭センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
0	地域子育 て相談機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
0	家庭支援事業の利用勧奨・措置・・・・・・・・・・・・・・・・23
0	一時保護施設の設備・運営基準案等・・・・・・・・・・・・・29
0	親子再統合支援事業 (親子関係再構築支援) ************************************
0	こどもの権利擁護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
0	こども家庭福祉の認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)・・・・・・53
0	一時保護時の司法審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 [児童福祉法、母子保健法]

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型 (福祉型、医療型)の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 [児童福祉法]

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、 里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 [児童福祉法]

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備 [児童福祉法]

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 [児童福祉法]

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 [児童福祉法]

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、 その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化)等 [児童福祉法]

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、 児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日(ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日)

施行に向けた準備(実施要綱等に盛り込むべき事項、スケジュール)

1011に内りた牛佣(天加女們寺に留り込むへと手項、スクシュール)															
施行	改正事項	政省令、告示、通知等に反 映する必要のある論点	R4	R	R5					Re		R7			
					春~夏		秋		冬~春			夏~秋			
R6.4	こども家庭 センター サポートプラン	人員配置基準、運営要領、 サポートプランの記載事項・作成対象者 等					ı						** 2 #B		
	地域子育て相談 機関	担い手・区域、情報発信・提供、 子育て世帯とつながる工夫、関 係機関との連携 等	調査研究 事業等			こども	児相	府					•••	第3期 子ども子 育て支援 計画	
	家庭支援事業	支援対象者、事業内容、費用負 担 等				家庭審	児相長会議・								
	こどもの権利擁護	意見聴取等措置・意見表明等支 援事業の実施方法・体制等				議会関係	・自治体説明会			通					
	親子再統合支援 事業	事業内容、外部機関との協働方 法 等						こども家庭審議会関係部会における議論				通 知 等 発 出		施行	
	一時保護所基準	居室・人員等の基準、第三者評 価の受審 等			おける議	(運用イメージの提示)				公府布令			都道府県等社		
	自立支援	事業内容、対象者、実施場所、 人員等の基準、届出事項 等				論	イージの	П			府令公布 政令·			会的 養育推 進計画	
	里親支援センター	事業内容、人員等の基準、第三 者評価の受審、実施場所 等				提示)	府令公布			布					
	妊産婦等生活援 助事業	届出事項、対象者、実施場所等					公布								
	認定資格	研修課程、試験の頻度 等	検討会 とりまとめ (研修カリキュラム等)						認定機関 の発足						
R7.6	司法審査	一時保護の要件、一時保護状の 請求手続 等					€チーム 正・マ	ニュ マ:	. <mark>アル検討</mark> ニュアル案 :りまとめ			確定・公表	施行 (令和7 1 6月1日		

こども家庭センター

こども家庭庁 ガイドラインの構成案

こども家庭センターガイドラインの構成は以下を予定

第1章

- 〇こども家庭センター創設の背景·目的
- Oこども家庭センターの役割と業務
 - <u>◇役割</u>
 - ◇業務

こども家庭支援全般、支援の必要性のある妊産婦やこども等のいる家庭への 支援、地域資源の開拓・担い手確保

(センターで担うことが効果的と考えられる業務)

地域子育て相談機関の設定、家庭支援事業の利用勧奨・措置、在宅指導措置の受託、要対協の調整機関としての業務

◇関係機関との連携

こども家庭センターと関係機関の連携、ヤングケアラーへの支援

〇業務実施のための環境整備

◇支援体制

センター長、統括支援員等

- ◇職員の確保
- ◇施設形態
- ◇人材育成等
- ◇情報の取扱いについて

〇母子保健機能と児童福祉機能による一体的支援の実施

◇一体的支援の業務

趣旨・背景、主な業務、合同ケース会議の運営

◇サポートプランの作成

趣旨・目的、作成対象者、サポートプランの種類、作成・評価・更新 等

ポイント(下線部)について当部会に提示

第2章

母子保健機能の業務を記載

(子育て世代包括支援センターガイドラインを改正)

※令和5年9月13日付け事務連絡「こども家庭センター業務ガイドライン(暫定版) のうち母子保健部分の送付について |

第3章

児童福祉機能の業務を記載 (市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)を改正)

こども家庭庁 ガイドライン案 (第1章) のポイント①

【こども家庭センターの役割】

- ➤ こども家庭センターは、子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた継続的な相談や支援まで、切れ目なく対応するほか、妊産婦、こどもやその保護者の意見や希望を確認又は汲み取りつつ、関係機関とのコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担う。
- ▶ 妊産婦支援から子育て世帯や児童の相談支援までを担うマネジメントの実施主体としての役割と、地域資源の把握や発掘・開拓を通じて子育て支援施策を拡充し、当該支援を必要な家庭へ確実に届ける役割を両輪として同時に果たすことが求められる。

【母子保健機能と児童福祉機能による一体的支援の実施】

▶ 母子保健機能と児童福祉機能による一体的支援の主な業務は、①母子保健と児童福祉の各機能におけるケース対応、②統括支援員による一体的支援に向けた母子保健と児童福祉機能間の調整、③合同ケース会議の開催、④サポートプランの作成・評価・更新、⑤一体的支援の実施。

こども家庭庁 ガイドライン案 (第1章) のポイント②

【合同ケース会議の協議対象と運営(イメージ)】

母子保健機能における支援が必要な対象者 で合同ケース会議に諮ることが望ましいもの

妊産婦やこどものいる家庭に生じる養育上の問題や保護者の心身の不調等により支援が必要と考えられ、特定妊婦や要保護児童等の段階ではないが児童福祉機能との相互の情報共有や両機能で連携した支援が必要であると考えられる家庭等

児童福祉機能との情報共有・連携が必要となるケース(例)

- ・リスクアセスメントシート※を活用し、合同ケース会議での協議が必要であると考えられる家庭
- ・特定妊婦の可能性が高く、児童福祉機能との協議が必要と考えら れる家庭
- ・支援を行っている妊産婦、乳幼児のいる家庭であり、児童福祉機能と連携した支援が必要であると考えられる家庭 /等

統括支援員の判断において共有する対象者

合同ケース会議において両機能による支援方針を決定し進捗管理を行っている場合、統括支援員自身が開催が望ましいと判断する場合/等

児童福祉機能における支援が必要な対象者で合同ケース会議に諮ることが望ましいもの

新規に受理したケースや、要保護児童対策地域協議会による進行管理中及び終結ケース等のうち、母子保健機能との情報共有や一体的支援が必要であると考えられる家庭等

母子保健機能との情報共有・連携が必要となるケース(例)

- ・新規で相談に来た家庭のうち、母子保健機能との情報共有が必要と 考えられる家庭
- ・緊急に支援を要する家庭であるが、早期に母子保健機能との情報共有が必要であり、一体的な支援が効果的であると考えられる家庭
- ・支援を行っている妊産婦、乳幼児のいる家庭であり、母子保健機能と 連携した支援が必要であると考えられる家庭
- ・明らかに児童福祉機能の判断で要保護児童および要支援、特定妊婦であると判断し、母子保健機能と連携した支援が必要であると考える家庭
- ・要保護児童対策地域協議会での進行管理が終結するケースのうち、 母子保健機能への情報提供や継続支援が必要であると考えられる家 庭/等

両機能で共有すべきケースだと考えた時に統括支援に相談する



母子保健機能職員 統括支援員 児童福祉機能職員

合同ケース会議の開催

合同ケース会議の運営方法や協議事項

- ・統括支援員、母子保健機能の職員(保健師等)、児童福祉機能の職員(こども家庭支援員)等が出席する
- ・各機能のアセスメント情報や、作成中/作成したサポートプランを共有し、参加者で一体的に行う支援について役割分担も含めて検討する
- ・全ケースではなく一部のケースにおいて要保護児童/要支援児童/特定妊婦に該当するかの判断や当該家庭への支援方針の検討・決定を行う
- ・両機能による支援方針を検討・決定し、具体的に役割を定めたうえで、サポートプランの更新などを連携して行う

※令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」にて作成したシート(国立成育医療研究センター)
https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyo/

こども家庭庁 ガイドライン案 (第1章) のポイント③

【サポートプランの作成】

- ▶ 対象となる妊産婦やこども、その保護者などとの効果的な援助関係を構築するには、サポートプランの作成時に行政の立場からみた対象家庭におけるリスクに着目するだけでなく、対象者の声を丁寧に聴き取る過程でニーズを把握し、こどもの最善の利益の実現という同じ目標に向かう協働関係(パートナーシップ)を形成することが欠かせない。
- ▶ サポートプランは、対象者と一緒に考え作成することにより信頼関係を構築し、共同作業として支援を展開するためのツールとも位置づけることができる。
- ▶ サポートプランは、対象者である要支援児童等その他の者※に対し、幅広く作成することが求められる。
 - ※要支援児童等その他の者とは、

要保護児童とその保護者・要支援児童とその保護者・特定妊婦・要支援児童等に該当しない場合であっても、本人が計画作成を強く希望している者・要支援児童等に該当しない場合であっても、要保護状態・要支援状態に陥る兆候が見られ、より早期に計画的な支援を開始すること等、計画作成をすることとした方がより児童の福祉に資すると考えられる者。

▶ 作成の同意が得られないものの、行政機関において継続的な支援が必要であると判断される児童とその保護者及び妊婦については、サポートプラン作成の前段階として、まずは当事者のニーズを把握し、当該内容を内部での支援計画に反映させた上で、定期的な家庭訪問等を行うなど、まずは信頼関係を築くことができるよう対話を継続すること。

【サポートプランへの記載事項等】(児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令 第1条の39の2) 法第10条第1項第4号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

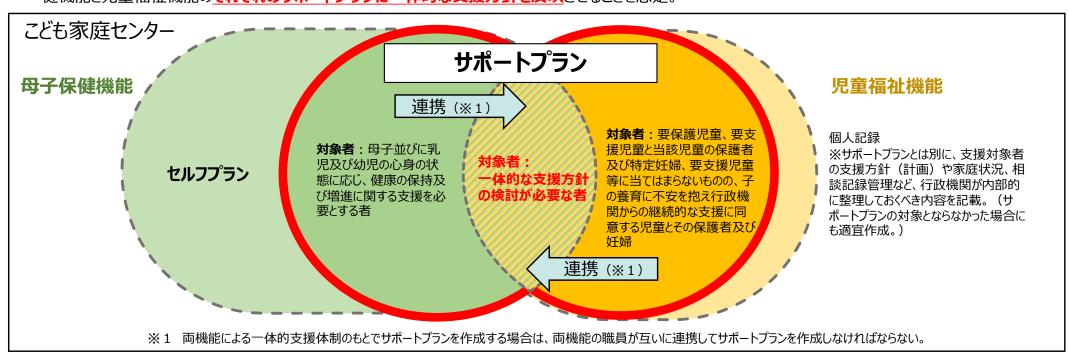
- 一 心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者(以下この条において「要支援児童等その他の者」という。) の意向
- 二 要支援児童等その他の者の解決すべき課題
- 三 要支援児童等その他の者に対する支援の種類及び内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める事項
- 2 法第10条第1項第4号に規定する計画(以下この項において「サポートプラン」という。)を作成する場合において、要支援児童等その他の者が、母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)第1条第1項に規定する包括的支援対象者であるときは、サポートプランの作成を担当する職員は、同項に規定する計画の作成を担当する職員と連携してサポートプランを作成しなければならない。

※内閣府令において母子保健法についても同様の記載あり。

こども家庭庁 ガイドライン案 (第1章)のポイント④

【サポートプランの種類】

- ▶ 母子保健機能のサポートプランの対象者は、「母子並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者」(母子保健法第9条の2第2項)であり、従来より子育て世代包括支援センターで作成してきた「支援プラン」の作成対象者と同様である。(※詳細は令和5年9月13日付け事務連絡「こども家庭センター業務ガイドライン(暫定版)のうち母子保健部分の送付について」を参照)
- ▶ これまでの児童福祉機能の支援計画は要支援児童等を対象としたものであったのに対し、サポートプランは要支援児童等のみではなく、サポートプランの作成を強く希望する者や要保護状態・要支援状態に陥る兆候が見られ、より早期に計画的な支援を開始することが望ましい者も対象とする。
- ▶ 支援計画の作成過程では支援対象者が抱えるリスクの的確な把握が主眼とされてきたが、サポートプランの作成過程ではリスクだけでなく支援対象者のニーズも十分に考慮することが求められる。
- ▶ 両機能による一体的支援体制のもとでサポートプランを作成する場合は、統括支援員が開催する合同ケース会議等で両機能が協議するなどして、母子保健機能と児童福祉機能のそれぞれのサポートプランに一体的な支援方針を反映させることを想定。



こども家庭庁 ガイドライン案 (第1章) のポイント(5)

【サポートプランの作成上の留意点】

- ▶ 作成したサポートプランを対象者へ説明し、内容について理解を得るとともに、最終的な内容確認を行うために、可能な限り対面で手交することが望ましいが、手交が目的ではなく、相談できる関係を丁寧に地道に作る一環として、手交し関係性をより緊密にすることに留意。
- ▶ 対象者とサポートプラン作成のための相談関係が形成できていない場合は、対象者にサポートプラン作成の趣旨や目的について十分に説明し、作成に向けた働きかけを行うことが必要であるが、その上で作成が困難な場合については、可能な限り対象者のニーズ把握を行い、内部での支援計画に反映させ、支援の実施を図る。
- こども家庭センターでのサポートプランの作成・手交をはじめとして、こども家庭センターだけでなく他機関からの支援等の受入れに対し、<u>拒否を示す場合や複数回</u>
 <mark>連絡・家庭訪問等をしても家庭の状況が把握できない等信頼関係を構築することが極端に難しい、またはその期間が一定以上継続する場合は、利用勧奨や
 利用措置、児童相談所への送致など、次の方策についてこども家庭センター内部あるいは個別ケース検討会議で検討し、支援計画を立てることが重要。
 </mark>

【関係機関との連携】

➤ こども家庭センターと関係機関の連携

こども家庭センターは、子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、妊娠・出産・子育てに困難を抱える家庭をできる限り早期に発見・把握し、サポートプランの作成や同プランに基づく支援等により、こどもの健やかな成長を支えていく役割を有している。そのため、妊娠期からの伴走型相談支援や、妊婦健診・乳幼児健診・の母子保健施策、こどもが通う保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校等、各種の子育て支援関係事業・サービスの担い手等からや、地域子育て相談機関等を通じて、支援を必要とするこども・家庭に関する情報が集まり、ともに連携して継続的に支援していく協力体制をつくっていくことが重要。

▶ ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーを早期に発見して支援につなぐためには、介護、医療、教育等の多機関連携が重要であり、こども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関と ①ヤングケアラーの把握、②支援窓口への共有・情報提供、③支援窓口を中心としたアセスメント・方針決定、④支援の実施、⑤フォローアップ、とする支援の流れについて、連携体制を構築すること。

こども家庭庁 こども家庭センターに関する今後の運用スケジュール

1 「こども家庭センターのガイドライン」について

- 当該ガイドラインとして、こども家庭センターにおける母子保健機能と児童福祉機能の一体的相談体制の具体的運用等について記載予定。 年内 に自治体へ案をお示しし、意見照会を行った上で、令和6年3月に確定版を通知する予定。
 - ※なお、「こども家庭センターのガイドライン」はあくまで効果的な支援を行っていくための参考としてお示しするものであり、母子保健と児童福祉の一体的な支援に向けた体制の構築の検討を進めている自治体については、本ガイドラインを待つことなく、地域の実情等に応じ、より効果的な方法へ創意工夫していただいて構わない。

2 サポートプランについて

- サポートプランについては、上記ガイドラインにその運用等についてお示しする予定。
- 現時点における検討に当たっては、令和4年度「こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究報告書」及び11月にこども家庭庁ホームページに掲載したQ&Aを参考としてください。

3 「設置要綱」について

○ 財政支援のための設置要綱を令和6年3月に通知する予定。

【スケジュール】



_ ^{ともまんな}か **- ビナ 宍 戸 宀**

こども家庭庁 統括支援員の基礎研修の概要

趣旨

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センター設置の意義・業務内容を理解し、統括支援員の役割等について学ぶ。

方法

オンデマンドによるオンライン研修

(子どもの虹情報研修センター・西日本こども研修センターあかしから配信)

(開催時期) 令和6年4月以降配信予定

(研修時間)約18時間(90分×12コマ)

※研修修了者に対し、修了証書を発行

「統括支援員」とは

統括支援員の要件は以下のいずれかに該当する者であり、かつ一体的支援に係る基礎研修を受講した者とする。

- ① 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者
- ② 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方(又はいずれか)において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者
- ③ その他、市区町村において上記と同等と認めた者

(統括支援員に求められる資質)

- ・予防からハイリスク支援までの一連の流れを理解していること
- ・支援に活用できる社会資源を熟知していること
- ・支援のモニタリング、評価、見直しに関して一定の判断ができること



役割

(1)

母子保健機能と児童福祉機能を理解し、 社会資源を活用した支援のマネジメントや 必要な助言ができる。

役割

(2)

母子保健機能と児童福祉機能の双方による 支援の一連の流れを理解し、一体的支援を 行えるよう調整する。

研修科目

【特徴】

- ・母子保健と児童福祉の事例を通した実践的な学び
- ・合同ケース会議の運営やサポートプランの作成・活用について詳しく解説
- ・実務者からの報告等と講義を一体的に実施

組織内の連携基盤(統括支援員の役割、組織内連携の推進/等)

母子保健の制度・実践(妊娠期からの切れ目のない支援/等)

児童福祉の制度・実践(児童虐待対応、こどもへの影響/等)

支援ネットワークの体制構築と社会資源の把握・開拓

関係機関との連携(マクロレベルの関係性のマネジメント)

アセスメント・モニタリング・評価・見直しに関する視点

<子ども・子育て支援交付金(こども家庭庁)+重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省)> 令和6年度予算案 2,208億円の内数(1,920億円の内数) $_{*()}$ 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、 助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

2. 施策の内容

基本型

○「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。

【利用者支援】 →当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を 受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

【地域連携】 →地域における、子育で支援のネットワークに基づく支援

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、 連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域 で必要な社会資源の開発等を行う。

※ 令和6年度以降、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が上記に含まれる。

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置(基本Ⅲ型を除

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業 (基本型)」の研修を修了した者等

特定型(いわゆる「保育コンシェルジュ」)

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、 地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援 などを行う

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業 (特定型)」の研修を修了している者が望ましい

こども家庭センター型

○旧子育で世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉(虐待対応を含む)の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

3. 実施主体等

○実施主体 市町村(特別区を含む)

○負担割合 国(2/3)、都道府県(1/6)、市町村(1/6)

○主な補助単価(令和6年度予算案)

【基本事業】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭 センター型		
7, 730千円	2, 433千円	300千円	3, 232千円	※職員配置形態等 により異なる		

【開設準備経費】改修費等 4,000千円 ※基本Ⅲ型を除く

○実施か所数の推移(単位:か所数)※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から

基本型		特定型	母子保健型	こども家庭 センター型	合計
R3年度	981	379	1, 675	_	3, 035
R4年度	1, 043	378	1, 720		3, 141

【加算事業】※基本Ⅰ型、Ⅱ型の場合

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	こども家庭セン ター連携等加算
1,500千円	807千円	1, 105千円	1, 999千円	805千円	800千円	3, 315千円	300千円

利用者支援事業(こども家庭センター型) 対対

<子ども・子育て支援交付金(こども家庭庁)+重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省)>

令和6年度予算案 2,208億円 (1,920億円) *()內は前年度当初予算額

虐待防止対策課

1 施策の目的

- O 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置に努めることとした。
- 〇 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関が ともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい 等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から 個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

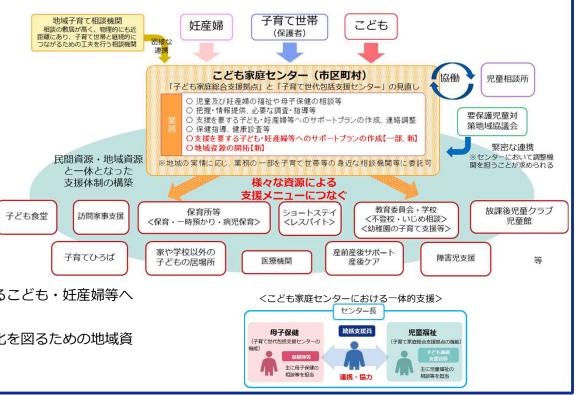
2 施策の概要・スキーム

新たに「利用者支援事業(こども家庭センター型)」を創設

※現行の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援 (安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業も含む)を一本化

<業務内容>

- 主に児童福祉(虐待対応を含む。)の相談等を担当する子ども家庭支援 員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの 専門性に応じた業務を実施
- 統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施
- 妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援を要するこども・妊産婦等へ のサポートプランの作成
- O 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 等



利用者支援事業(こども家庭センター型)

3 実施主体等

【実施主体】市区町村

【補 助 率】国:2/3、 都道府県:1/6、 市区町村:1/6

【補助単価】

①統括支援員の配置

______ 1か所当たり 6,324千円

※②及び③については、令和8年度まではこども家庭センターの設置の有 無に関わらず、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は、国庫補助をそ れぞれの設置か所数に応じて行います。(令和9年度以降はこども家庭セ ンターを設置していない場合、補助対象外となります。)

②母子保健機能(旧子育て世代包括支援センター)の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 14,331千円 1か所当たり 6,994千円 保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 11,834千円 保健師等専門職員を専任、困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合 保健師等専門職員を兼任、困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 9,491千円 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1か所当たり 9,337千円 1か所当たり 4,497千円 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合

③児童福祉機能(旧子ども家庭総合支援拠点)の運営費

直営の場合(1支援拠点当たり) 一部委託の場合(1支援拠点当たり) 小規模A型 3,771千円 小規模A型 小規模B型 9,700千円 小規模B型 小規模C型 16,133千円 中規模型 21,588千円 大規模型 40,091千円

小規模C型 21,567千円 中規模型 32,455千円 大規模型 61,825千円 上乗せ配置単価 2,715千円(1人当たり) 上乗せ配置単価 常勤職員

5,646千円(1人当たり) 2,715千円(1人当たり) 非常勤職員

9,205千円

15,134千円

④サポートプラン作成にかかる支援員の加算(直営の場合は非常勤職員、委託により実施する場合は常勤職員も可とする)

直営の場合 2,715千円(1人当たり)

委託の場合 5,646千円(1人当たり)

※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。

ただし、人口10万人未満の自治体は1名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

⑤担い手の確保等の地域資源の開拓(コーディネーター)(直営の場合は非常勤職員、委託により実施する場合は常勤職員も可とする)

直営の場合 2,715千円(1人当たり)

委託の場合 5,646千円(1人当たり)

- ※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、人口規模に関わらず1自治体につき1名までとする。
- ⑥制度施行円滑導入経費(家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用) 1か所当たり 3,330千円
- ⑦こども家庭センターの開設準備費
- ※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする 1か所当たり 7,678千円

地域子育て相談機関

地域子育て相談機関

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「子育て世帯と 継続につながるための工夫」を行う相談機関。その整備により、子育て家庭との接点を増やし、子ど<mark>もの状況把握の</mark>
- 特に、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得るこ とから、地域子育て相談機関が、**こども家庭センターを補完する**ことを想定しており、法律上、こども家庭センター と連携・調整を行うこととなっている。
- 市町村において、社会的条件や子育て関係施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに整備。

妊産婦

子育て世帯 (保護者)

子ども



<地域子育て相談機関>

妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関

- ○保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など子育て支援の施設・事業を行う場を想定。
- ○市町村は区域ごとに体制整備に努める。

< R 4 調査研究を実施>

- ・子育て世帯と継続的に つながるための工夫
- ・こども家庭センター等 との連携方法 等



こども家庭センター(市区町村)

「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の見直し

※地域の実情に応じ、業務の一部を子育て世帯等の身近な相談機関等に委託可

協働

児童相談所

民間資源・地域資源

と一体となった

支援体制の構築

様々な資源による 支援メニューにつなぐ

子ども食堂

訪問家事支援

保育所 〈保育・一時預かり〉 ショートステイ **〈レスパイト〉**

教育委員会・学校 <不登校・いじめ相談> <幼稚園の子育て支援等> 放課後児童クラブ 児童館

子育てひろば

家や学校以外の 子どもの居場所

医療機関

産前産後サポート 産後ケア

喧害児支援

病児保育

地域子育て相談機関の運用イメージ(案)



【目的】

○ 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、 子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としたものであり、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから及び身近な相談機関が、こども家庭センターを補完するなどの目的のために地域子育て相談機関の整備の推進を図る。

【実施主体】

- 〇 実施主体は、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)とする。なお、<u>市町村が認めた者への委託等を行うことができる</u>。 地域子育て相談機関の<u>実施場所は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点事業の実施場所、児童館、その他地域子育</u> て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所とする。
 - ※その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所の例 児童養護施設や乳児院、障害児入所施設などの児童福祉施設、小児科や産科などの医療機関、公民館や大学、商業施設などであって、 地域子育て相談機関の業務を適切に行うことができる場所

【設置区域の考え方】

○ 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに地域子育て相談機関の整備に努めることとされているが、地域子育て相談機関の趣旨及び目的を踏まえ、中学校区に1カ所を目安に設定する ことを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましい。

【対象】

○ 全ての妊産婦及びこどもとその家庭(里親及び養子縁組を含む。)等を対象とする。

【業務内容】

- 各家庭が必ず一つ以上の地域子育て相談機関を設定できるよう積極的に働きかける。
- 〇 相談支援
 - · 全ての妊産婦及びこどもとその家族から相談に応じ、実情の把握に努め、相談内容や相談者等の状況などに応じて必要な情報の提供の助言、必要な支援につなげる。
 - ・ 必要に応じてより専門的かつ包括的な相談対応等が実施可能であるこども家庭センターに、迅速かつ適切に情報共有・連携し、必 要な支援につなげられるようにする
- 子育て世帯に関する情報発信
 - ・ 市町村は、住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地のほか、開設日と開所時間 、対象者、相談方法等も含めた整備状況 を発信する。
 - ・ 地域子育て相談機関は、運営主体の特色も活かしつつ、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行う。

【利用者情報の管理】

- 市町村は、地域子育で相談機関に対して、共通の相談記録の様式を提示すること。
- 相談記録の項目としては、相談者名、こどもの名前、こどもの年齢、相談内容、アセスメント、対応内容、対応経過、関係機関への 連携に対する相談者の同意の有無を記載することとし、その他各市町村において必要と考えられる項目とする。

【職員配置】

- 利用者支援事業実施要綱の4実施方法(1)③イに定める職員を配置することを原則とする。
- 〇 ただし、既存施設に委託等を行う場合は、既存施設の職員において本設置要綱の4.業務内容及び実施体制を満たすことが可能と市 町村が認めた場合はこの限りではない。

【補助形態及び補助要件(案)】

補助メニューとしては、利用者支援事業の基本型を以下のとおり見直すことを予定。なお、補助金を活用しない形での実施も可能である。

〇 I型 : 利用者支援事業(基本型)の要件(※)に加えて<mark>開所日数の要件(週5日以上)を設定する予定</mark>。

○ Ⅱ型 : 利用者支援事業(基本型)の要件(※)。

○ Ⅲ型 : 保育所や地域子育て支援拠点などの<u>既存施設・事業において配置されている職員のみ</u>で、基本型の「一体的相談支援機関

連携等加算」の要件を満たす場合。

※ 利用者支援事業(基本型)の補助要件:実施要綱に規定する<u>研修要件を満たす専任職員を1事業所1名以上配置</u>、ほか。

【補助単価(案)】

○ I型 : 1カ所あたり年額 8,030千円(基本分単価 7,730千円+こども家庭センター連携等加算 300千円)

○ Ⅱ型 : 1カ所あたり年額 2.733千円(基本分単価 2.433千円+こども家庭センター連携等加算 300千円)

○ Ⅲ型 : 1カ所あたり年額 300千円(基本分単価 300千円)

※ I型については、利用者支援事業(基本型)における夜間加算、休日加算、出張相談支援加算、機能強化のための取組加算、多言語対応加算、特別支援対応加算、多機能型加算の要件を満たした場合、上記に加えて算定することができる。Ⅱ型についても同様の取扱いとなる予定。

補助のイメージ (案)

①利用者支援事業を実施している事業 所が、地域子育て相談機関として 週5日以上開所(I型の補助要件を満たす日数) する場合

【補助形態】 I 型 8,030千円

※その他要件を満たした利用者支援事業の加算が算定可能

例えば保育所が実施する場合

②保育所が、<u>研修要件を満たす専任</u> <u>職員を配置せず、既存職員(主任保育士等)のみで</u>地域子育て相談機関 として開所する場合

【補助形態】Ⅲ型 300千円

※保育所としての運営費等の必要な 経費は公定価格により給付される。 ③保育所が、<u>研修要件をみたす専任職員を配置し</u>、 地域子育て相談機関として開所する場合 (I型の補助要件を下回る場合)

【補助形態】 Ⅱ型 2,733千円

- ※保育所としての運営費等の必要な経費は公定価格 により給付される。
- ※その他要件を満たした利用者支援事業の加算が算 定可能

20

市町村子ども・子育て支援計画における「量の見込み」の算出等について

- 〇 「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の 算出等の考え方(初版)について(送付及び意見照会)」(令和5年9月20日付け事務連絡)において、量の見込み方等をお知らせしたところではあるが、正式発出までに以下のとおり修正を行う予定である。
- 〇 地域子育て相談機関については、利用者支援事業の基本型の財政支援を受けずとも、地域子育て相談機関として相談対応を行うことも可能であるものの、子ども・子育て支援計画においては財政支援を受けない地域子育て相談機関も含めて量の見込みを記載していただくようお願いする。

地域子育て相談機関の「量の見込み」の修正案(赤字部分が変更箇所)

<2> 量の見込みの算出

- 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法
- (キ)利用者支援事業の量の見込み

利用者支援事業の量の見込みについては、第一期手引きにおいて、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して算出することとした上で、第二期手引きにおいて、子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込み等を見据えた見込みとなるよう留意することとしたところであり、第三期においても、これらの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

なお、令和4年児童福祉法改正により、市町村は地域子育て相談機関の整備に努めることとしており、地域子育て相談機関は中学校区に1か所を目安に設定することを原則としている。地域子育て相談機関への財政的支援の方法として、利用者支援事業の基本型について必要な見直しを行った上でこれを活用し、支援することを想定していることから、利用者支援事業の基本型の量の見込み及び確保方策を設定する場合には、段階的に地域子育て相談機関を中学校区に1か所を目安に整備する際に同事業が活用されることを踏まえ、適正な補正を行うこと。また、地域子育て相談機関は必ずしも利用者支援事業の基本型の財政支援を受けずとも、地域子育て相談機関として相談対応を行うことも可能であることから、利用者支援事業の基本型を活用したもの・していないもの両者を合算した、地域子育て相談機関全体の量の見込み及び確保方策も設定し、利用者支援事業の基本型の量の見込みとは別に記載すること。

<3>提供体制の確保の方策及びその実施時期

(イ)利用者支援事業の提供体制の確保の方策及びその実施時期

利用者支援事業については、次のように基本型、特定型それぞれを分けて計画に記載すること。その上で、基本型<mark>とは別に</mark>地域子育て相談機 関の数を記載することが望ましい。

(中略)

		2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	基本型	20か所	• • •	• • •	• • •	• • •
確保方策	基本型	20か所	• • •	• • •	• • •	• • •

(参考値:基本型の内数)

		2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	地域子育て相談機関(※)	20か所	• • •	• • •	• • •	• • •
確保方策	地域子育て相談機関(※)	20か所	• • •	• • •	• • •	• • •

※利用者支援事業(基本型)の財政支援を受けていない地域子育て相談機関も含む

地域子育て相談機関(利用者支援事業(基本型))

<子ども・子育て交付金(こども家庭庁)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省)> 2,208 億円の内数 (1,920 億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額 令和6年度予算案

1 施策の目的

- 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)において、市町村は、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる 地域子育て相談機関の整備に努めることとされた。
- 妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など、子 育て支援を行う施設・事業所が、こども家庭センターと連携して相談対応等を行うための体制整備を行う。

2 施策の内容

○ 児童福祉法第10条の3に基づく「地域子育て相談機関」に対する補助を行うため、 利用者支援事業(基本型)を見直し、基本型を基本Ⅰ型とし、Ⅱ型・Ⅲ型を新設する。

児童福祉法

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会(新 設)的条件、子育でに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して 定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な 助言を行うことができる地域子育て相談機関(当該区域に 所在する保 育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内 閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助 言を行うに足りる体 制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。)の 整備に努めなければならない。

※定める区域:中学校区に1カ所を想定

※公立中学校数:9.164校(文部科学統計要覧(令和4年版))

子育て世帯 妊産婦 子ども (保護者) <R4調査研究を実施> ・子育て世帯と継続的に つながるための工夫 <地域子育て相談機関> こども家庭センター等との連携方法 等 妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関 ○保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など子育て支援の施設・事業を行う場を想定。 ○市町村は区域ごとに体制整備に努める。 密接な こども家庭センター(市区町村) 協働 → 児童相談所 ※地域の実情に応じ、業務の一部を子育て世帯等の身近な相談機関等に委託可 民間資源・地域資源 様々な資源による と一体となった 支援メニューにつなぐ 支援体制の構築 教育委員会・学校 放課後児童クラブ 保育所等 ショートステイ 子ども食堂 訪問家事支援 <不登校・いじめ相談> <レスパイト> <保育・一時預かり・病児保育> 児童館 <幼稚園の子育て支援等> 家や学校以外の 産前産後サポート 子育てひろば 障害児支援 医療機関 子どもの居場所 等

3 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4 補助率

国:2/3、都道府県:1/6、市区町村:1/6

見直し内容

現行

見直し案

基本型 1カ所あたり 7.688 千円 ※要件: 専任職員1名

基本 I 型 1カ所あたり 7.730 千円(旧基本型の要件見直し

※要件:現状の基本型の要件に加えて、週に5日以上開所

基本Ⅱ型 1カ所あたり 2,433 千円【新設】 ※要件:現状の基本型の要件

基本Ⅲ型 1カ所あたり 300 千円【新設】

※要件:保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業にお いて配置されている職員のみで、基本型の「一体的相談支 援支援連携等加算」の要件を満たす

※地域子育て相談機関である基本 I 型及び基本 I 型については、 「こども家庭センター連携等加算300千円」を算定することができるの

家庭支援事業の利用勧奨・措置

市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童(※1)は約23万人、特定妊婦(※2)は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
 - ※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 〇 <u>地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実</u>を図るととも に、<u>親子関係の構築に向けた支援</u>を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援)

- ▶ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象(支援を要するヤングケアラー含む)
- ▶ 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。 例)調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業(学校や家以外の子どもの居場所支援)

- ▶ 養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象
- ▶ 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う 例) 居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業(親子関係の構築に向けた支援)

- ≫ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- ⇒ 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。
 例講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ(ペアレントトレーニング)等

子育て短期支援事業

- ➤ 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を 可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化(個別状況に応じた利用日数の設定を可とする)を進める。

一時預かり事業

▶ 子育て負担を軽減する目的(レスパイト利用など)での利用が可能である旨を明確化する。

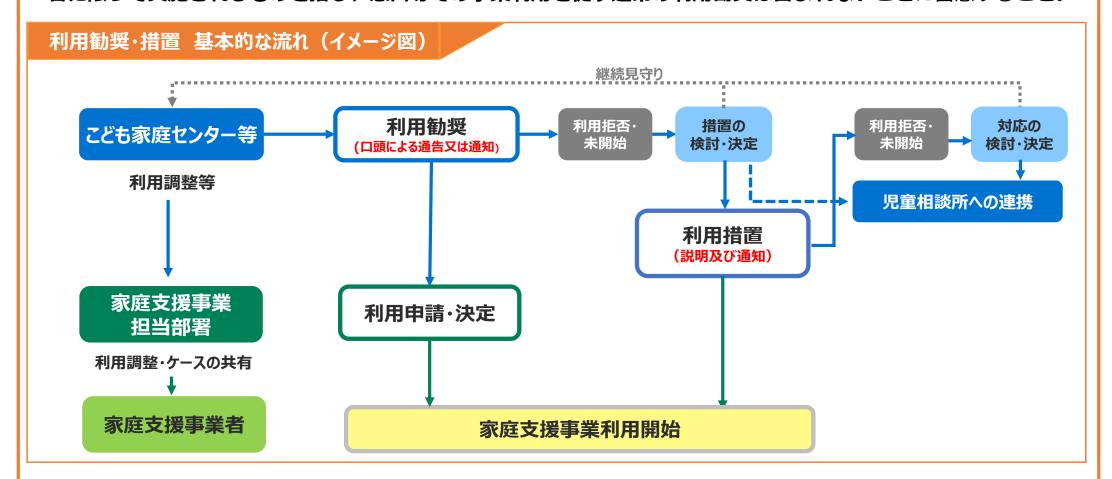
地域子ども・子育て 支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金 の充当

拡充



市町村は、サポートプランが作成された者や都道府県や児童相談所から引き継いだ児童を含め、家庭支援事業 (第21条の18に位置付けられる子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業をいう。以下同じ。)の利用が必要と認められる者について、その利用を勧奨しなければならず、また勧奨しても利用することが著しく困難な場合は利用の措置を行い、支援を提供することができる。なお、ここでいう勧奨は児童福祉法第21条の18第1項に基づき上記要件に該当する対象者に限って実施されるものを指し、窓口等での事業利用を促す通常の利用勧奨は含まれないことに留意すること。



利用勧奨

検討 及び 決定

- 利用勧奨については、原則として、サポートプランが作成された者や都道府県や児童相談所から引き継いだ児童等、家庭支援事業の実施が適当であると認められた者について、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等において必要な支援策(事業の種類、利用予定の家庭支援事業者、事業における支援の内容、頻度、回数、期間等を含む)やサポートプランの検証、支援策の提案方法(誰がどこでどのように対象者に勧奨するか)などを検討の上行う。
- ただし、サポートプランが作成されていないものの、支援の必要度が高く、近く要支援児童等となる可能性が非常に高い状態となっている者であり、かつ、必要な支援内容が明らかである者については、**例外的にサポートプラン等が無くとも利用勧奨を行うことも可能**とする。その際は、事後的にサポートプラン等を作成すること。

対応者

○ こども家庭センター等の児童福祉部門での対応が想定されるが、母子保健分野での対応も可能。市町村における 責任主体、決裁ルートを明確にし、他の部門の職員が利用勧奨を行った場合には、その実施状況について共有すること。

実施 方法

- 口頭による通告又は通知により行い、児童記録表等に利用勧奨をした旨やその結果を記録すること。なお、円滑な利用に繋げるため、こども家庭センター等のケースワーカーのほか、対象者との関係性が構築できている関係機関の同席の下、実施することも考えられる。
- 費用負担については、**利用勧奨を行ったことをもって特段の公費による支援は行わない**が、支援の必要な家庭が継続的に支援を受けることができるよう、国の支援メニューを活用して所得状況に応じた減免制度を設け、案内を行うことを徹底すること。

その他

- 都道府県や児童相談所への報告については、必要に応じて行うこととする。
- こども家庭センター等において対象者を継続的に見守り、対象者の状況に応じて、サポートプランを適宜変更しつつ、 適切な支援が行われるよう、利用する家庭支援事業者からの支援状況の報告事項や報告先、相談先等をあらかじめ 定め、適切に情報共有がされる体制を整備すること。

検討 及び 決定

○ 措置については、利用勧奨を実施したにもかかわらず、対象者の心境の変化が見られず、疾病その他やむを得ない事由により、利用申請を行うことができないなど、事業を利用することが著しく困難であると市町村が認めた場合に行うこととし、利用勧奨の状況も踏まえ、アセスメントやサポートプラン等の見直しを行い、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等において検討、その結果をもとに市町村が決定する。なお、市町村の措置については、強制性を伴うものではなく、市町村が、利用者にかわって事業の利用を決定するものであることから、事業の利用を明確に拒絶しているものではないと市町村が認めた場合に措置を行うことに留意すること。

対応者

○ 利用措置は行政処分となることから、措置の実施に当たっての決裁権者は明確に定めておく必要があり、その指揮命令権 が及ぶ職員が行うこと。

実施 方法

- 措置の対象者においては、精神面に障害や疾患を有していることも想定されることから、窓口への来所に限らず、居宅への訪問や同行支援を行う等配慮したうえで、必ず対面において丁寧な説明を行ったうえで、通知により行うこと。また、児童記録票等に措置を通知した旨やその時の状況を記録すること。
- 措置の対象者に対しては、原則として費用負担を求めない運用とする。費用負担を求めないことを目的として措置を実施することは望ましくない点に留意すること。

その他

- 市町村の措置は強制力を伴わないことから保護者が措置を拒否することもありうるが、その場合、要支援・要保護児童に該当すると考えられるケースなどは児童相談所等へ報告し、必要な対応がとられるようにすること。この他の場合でも、措置を行った際には都道府県や児童相談所への報告を必要に応じて行うこととする。
- こども家庭センター等において対象者を継続的に見守り、対象者の状況に応じて、サポートプランを適宜変更しつつ、適切な支援が行われるよう、利用する家庭支援事業者からの支援状況の報告事項や報告先、相談先等をあらかじめ定め、適切に情報共有がされる体制を整備すること。
- 措置による支援の提供期間の満了前に、措置による支援の提供を解除した場合、保護者等及び利用中の家庭支援事業者に対して通知すること。また、支援の提供の解除に際しては、福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する命令(平成6年厚生省令第62号)に十分留意し、解除理由等について丁寧な説明を行い、その後の支援に支障が出ないよう配慮すること。



目 的

令和4年改正児童福祉法において、新たに実施されることとなった家庭支援事業(子育て世帯訪問支援事業等)について、市町村は、当該者に必要な事業の利用を勧奨してもなお、やむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、支援を提供(措置)することができるとしており、この措置にかかる経費について義務的経費とし、家庭支援事業の着実な実施に努める。

家庭支援事業の措置の要件

措置の要件については、次の全ての内容に該当する必要がある。なお、行政処分となることから、市町村が決定し、文書により通知すること。

- ① 原則としてこども家庭センター等がアセスメントを行い、サポートプラン等を作成する要支援・要保護児童家庭等であること
 - ※速やかに措置による支援が必要と認められる場合は、例外的に、事後にサポートプラン等を作成することも可能だが、速やかに作成すること
- ② 利用勧奨を実施したにもかかわらず、疾病その他事情により、支援が必要な者が利用申請を行うことが出来ないと市町村が認めた場合であること
- ③ 支援の利用を明確に拒絶しているものではないと市町村が認めた場合であること

措置費単価等

【措置費単価】

各事業について、「子ども・子育て支援交付金」をもとに1人当たり1回(日額)相当額を設定する予定 【負担割合】

国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

なお、措置の対象者に対しては、原則として費用負担を求めない運用とする予定。

ただし、保護者の経済力や精神状況等を踏まえて、費用負担を求めたとしても以後支援がしにくくなるといった事態が生じないと認められる場合には、法第56条第2項の規定に基づき費用徴収することも検討。

一時保護施設の設備・運営基準案等



改正法の概要

- 一時保護施設については、児童養護施設の設備・運営基準を準用しているところであるが、一時保護はこどもにとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応が必要となることから、新たに一時保護施設独自の設備・ 運営基準を策定することとしている。
- この基準は、一時保護施設におけるこどもの状況が様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じた個別ケアが求められていることを踏まえ、<u>こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準</u>等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定することを想定している。
- 9月の部会においてお示した基準案について、部会や自治体の意見を踏まえ、以下のとおり見直しを行ったところであり、今後、パブリックコメントの手続を経て、3月に公布を予定している。

今後のスケジュール

令和6年

- ・ 1月~2月 一時保護施設の設備・運営に関する基準案(府令案) パブリックコメント
- ・ 3月頃 一時保護施設の設備・運営に関する基準府令の公布
 - 一時保護ガイドライン等の発出
- ・ 4月 一時保護施設の設備・運営に関する基準府令の施行



今後自治体にお願いしたい事項

児童福祉法等の一部を改正する法律の附則第6条において以下のとおり規定していることから、各自治体においては、府令施行(令和6年4月1日)から一年を超えない期間内において、条例の制定をお願いしたい。

附則第6条 新児童福祉法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設に係る同条第二項に規定する基準については、施行日から起算して一年を超えない期間内において同項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する内閣府令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

※ 基準案概要の文末について

★:条例を定めるに当たって従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める 条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

☆:条例を定めるに当たって参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

こども家庭庁 一時保護施設の設備・運営に関する基準案について

基準案の概要

(1) 一時保護施設の第三者評価

注:前回部会から修正した箇所は赤字。修正趣旨は青字

○ 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。☆

(2)児童の権利擁護等

- 都道府県知事は、一時保護施設職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。 ★ ⇒ 前回部会でのご意見を踏まえ、従うべき基準に変更
- 一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童の権利、児童の権利を擁護するための仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項等について、児童の年齢、発達の状況その他当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。★
- 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利の制限を行ってはならない。やむを得ず児童の権利の制限を行う場合には、その理由について児童に十分に説明し、理解を得るよう努めなければならない。★
- 合理的な理由なく、児童の所持品の持ち込みを禁止してはならない。やむを得ず、持ち込みを禁止せざるを得な い場合には、その理由について児童に十分に説明し、児童の理解を得た上で行うよう努めなければならない。★

(3) 児童の健康状態の把握

- 入所した児童の健康状態を把握するために、児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な 措置を講じなければならない。☆
 - ⇒ 前回部会でのご意見を踏まえ、歯科医師を追記



基準案の概要

(4)設備基準

- 児童の居室、相談室、学習等を行う室、食堂(※1)、屋内運動場又は屋外運動場(※2)、調理室、浴室及び 便所を設けること。(※3)★
 - ※1 ユニット(入居定員がおおむね六人以下)を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。★
 - ※2 一時保護施設の付近に、屋内運動場又は屋外運動場に代わるべき場所がある場合を含む。★
 - ※3 加えて、児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。☆
- 児童が安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。☆
- 児童の居室の一室の定員は、四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。☆ (面積に係る部分は★)
- 少年(小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者)の居室の一室の定員は、一人となるよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上となるよう努めなければならない。ただし、併せて、複数の児童(少年を含む。)での利用が可能な居室を設け、少年の福祉のためにその居室を利用させることが適当であると認めるときは、当該少年が当該居室を利用できるよう努めなければならない。☆
- 居室、浴室及び便所を設けるに際しては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。☆
- 施錠等により児童の行動の制限をしてはならない。また、児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない。★



基準案の概要

(5)職員配置基準

- 一時保護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、<u>看護師</u>、個別対応職員、<u>心理療法担当職員</u>、<u>学習指導員</u>(※1)、栄養士及び調理員を置かなければならない。(※2)★
 - ※1 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。★
 - ※2 学習指導を委託する施設においては学習指導員を、児童十人以下を一時保護する施設においては個別対応職員を、児童四十人 以下を一時保護する施設においては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設においては調理員を置かないことができる。★
- 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむねー・六人につき一人以上、満二歳以 上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。★
- 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。★
- 学習指導員の数は、児童の人数に応じて適切な数を置くよう努めなければならない。★

(6) 夜間の職員配置

- 一時保護施設には、夜間、ユニットを整備しない場合には、<u>職員二人以上</u>を置かなければならない。ただし、 ユニットを整備する場合には、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。この場合において、 夜間に配置される職員全体の数は、二人を下ることはできない。★
- 児童相談所の開庁時間以外に虐待通告窓口対応を一時保護施設が実施している場合には、上記職員とは別に必要な職員を置くよう努めなければならない。★

基準案の概要

(7) 一時保護施設の管理者、指導教育担当職員

- 都道府県知事は、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を一時保護施設の 管理者として置かなければならない。★
- 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。★
- 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。★
- 一時保護施設の管理者は、一時保護施設の定員の数、都道府県における職員の適正な配置等の観点から必要と 認められ、かつ、一時保護施設の適切な運営に支障がない場合に限り、指導教育担当職員を兼ねることができる。
 - ★ ⇒ 府令の解釈として兼任は可能であるため、府令ではなくガイドラインで記載
- 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関し必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。★
 - ⇒ 各自治体で準ずる研修が行われる場合には当該研修を受けることでも可とする。 前回部会でのご意見を踏まえ、従うべき基準に変更。

っ^{どもまんな}か **こども 家 庭 庁**

一時保護施設の設備・運営に関する基準案について

基準案の概要

(8) 児童の教育

- 就学している児童については、当該児童の希望に応じて、就学等できるように努めなければならない。 ☆
 - 一時保護施設は、学校に在籍している児童が安心して教育を受けられるよう、当該児童の希望、置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。★
 - ⇒ 高校生も対象に含まれることを明確にするため、「就学」という通常義務教育について用いる表現は使用しない形に修正。前回部会での意見を踏まえ、従うべき基準に修正。

(9)衛生管理等

- 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の私物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。☆
 - ⇒ 一時保護所のこども・社会的養護経験者からの意見を踏まえ、基準で明記。

(10) その他運営に関する事項

○ 上記のほか、安全計画や業務継続計画の策定、衛生管理、食事、秘密保持、苦情対応等は児童福祉施設の設備・ 運営基準と同様の内容のものを規定する。

(11) 経過措置

- 設備基準については、現に存する一時保護施設(建築中のものを含む)については従前の例によることとする。
- 職員配置基準と夜間の職員配置について、職員の確保等が難しい場合には、施行後2年間は従前の例によることとする。
- 指導教育担当職員について、施行後2年間は、児童福祉司であって、職員の指導及び教育を行うための知識及び経 験を有する者として児童相談所長の命を受けた者を指導教育担当職員として置くことができる。

一時保護ガイドラインの見直し案のポイント

一時保護施設のこども・社会的養護経験者からの主な意見

<一時保護施設の生活上のルール・服装等の制限>

- 一時保護施設における生活上のル―ル(服装・髪型の制限を含む。)についても権利制限に当たりうることも踏まえて、こどもの安全や福祉の観点から「正当な理由」に基づくものか定期的に点検・見直しを行う。
 - ※ 例えば、生活全般を通じた私語の禁止やきょうだいで入所している場合にきょうだいであること自体を秘匿させるなど、こどもに心理的な負担を与え、こどもの福祉を損なうようなルールは、早急に見直すべき
- 一時保護施設における生活上のルール及びその理由については、こども向けのしおり等の説明資料に記載し、入所時等に、その発達状況等に応じて丁寧に説明して理解を得るよう努める。
- こどもの心身の状態や背景等の個別事情に応じて柔軟な運用となるよう留意し、一律にルールを押し付けてこどもに過度な負担とならないよう配慮する。
- 服装・髪型に関するルールについては、こどもの健康面や文化・ ジェンダーアイデンティティ等に配慮し、一時保護施設で生活する トで必要最小限のものとなるよう留意。

- ルールについて理由を説明してほしい。
- 暗黙のルールが多い。明文化されていない小さなルールが多い。
- 発達障害を持っていることもあり、暗黙のルールがわからなかった。
- 一時保護所のしおりには書かれていないこともありルールを知ら なかったが、職員から指導を受けた。
- 非行児童に合わせたルールの下で過ごさなければならなかった。
- 好きな服装や髪型ですごしたい。長ズボンしかなくて夏暑い。

<私物の持込制限>

- ※ 一時保護施設設備運営基準案にて合理的な理由なく、児童 の私物の持込を禁止してはならない旨規定。
- 私物の持込みに関するルールについて、こどもの安全や福祉の確保の観点から「合理的な理由」に基づくものか定期的に点検・見直しを行う。その際、例えば、こども用の鍵付きの私物ロッカー等を導入するなどによりできる限り私物の持込みが認められるよう努めることが望ましい。
- 私物のパーカー、ヘアゴムを保護所で使おうとしたが、派手だから とかビーズがついているからとかダメと言われた。

一時保護ガイドラインの見直し案のポイント

一時保護施設のこども・社会的養護経験者からの主な意見

(私物の持込制限)

- ぬいぐるみなど心理的に大切な物についてはこどもが所持できる よう最大限配慮。
- 携帯電話等の通信機器については、保護者等との連絡が可能となるものであるため、こどもの安全や福祉の確保の観点から合理的な理由がある場合には持込みを制限することも可能。
 - 一方で、特に通信機器の使用が一般化している高年齢のこどもにとってはその使用ニーズも高いこと等を踏まえ、例えば、普段は事務所等で保管をした上で、一定の時間・相手に限って職員の立会いの下でこどもの安全確保上支障がない範囲で利用を認める等、こどもの年齢や利用の必要性等のこどもの個別事情を踏まえて、一定の場合に利用が可能となる工夫を行うことが望ましい。
 - ※ このほか、インターネットの利用については、タブレット端末の貸与等により一定 の時間可能としている例もあるところであり、こうしたツールの活用等も有用。

- 友達が手に書いてくれていた寄せ書きなども、個人情報だからと言って消されてしまった。ぬいぐるみでも教科書でも、何でもよいからつながりを感じられるものを持ち込ませてほしかった。
- スマホが没収されてしまうので、友達とメールのやりとりができない。
- スマホとか自分で過ごせるものがほしい。
- ネットを使いたい。

く教育>

- ※ 児童の教育、学習指導員の配置等については、一時保護施 設設備運営基準案にて規定。
- こどもの希望を確認の上、学校等への通学に必要な支援を行うとともに、通学が困難な場合には、リモート授業の実施や分教室の設置など教育委員会、学校等と調整してこどもが必要な教育を受けられるよう努める。
- 画一的な学習教材ではなく、タブレット学習端末の活用などこども一人ひとりの習熟状況に応じた学習教材を提供するなど、創意工夫した学習を展開する。

- 受験がしたい。
- 勉強を教えてほしい。
- 学習を遅らせないでほしい。
- 一時保護施設での勉強は掛け算など単純なプリント学習が中心だった。

一時保護ガイドラインの見直し案のポイント

〈日課·自由時間〉

- 日課を設定する際には、こども一人一人の障害等を含めた状態像や背景、希望等に応じて柔軟な運用となるよう留意し、一律に押し付けることによりこどもにとって過度な負担とならないよう配慮。
- 過度な日課の設定によりこどもの負担とならないよう、自由時間 とのバランスにも十分留意するとともに、こどもの文化・ジェンダーア イデンティティ等にも配慮。
- 日課の予定については、こどもの心理的な安定を図る観点等から、あらかじめわかりやすく伝達しておくべき。

一時保護施設のこども・社会的養護経験者からの主な意見

- 運動に行く日が選べない。
- 自由時間がもっとほしい。
- その日の予定について早めに伝えてほしい。
- ◎ 体育館でフリスビーやドッジボール、体力測定など、思いっきり体を動かす時間があった。(自由参加、見学もOK)
- ◎ 自由時間に、漫画、パズルなどもできた。

<一時保護施設の設備・環境等>

- ※ 児童の居室等設備及び衛生管理については、一時保護施設 設備運営基準案にて規定。
- きょうだいの場合やこどもによっては複数人の在室が落ち着くといった場合等に複数の児童での利用が可能な居室を利用できるよう努める。
- こどもが身に着けた衣服は洗濯を行い、清潔を保つとともに、こどもに下着を貸与する場合には、未使用のものを提供し、他のこどもとの共有を行わない。
- こどもの希望、年齢、ジェンダーアイデンティティ等に配慮の上、 洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意するとともに、浴室や 洗面所等定期的に清掃を行い、清潔を保つ。

- 二畳半の個室に窓がない。
- 最初はきょうだい一緒だったけど部屋がわかれてしまって寂しかった。
- いまいる部屋が人数が少ないから大きい部屋にいきたい。
- 下着が使いまわし、スリッパを洗えない、小学生は基本的に肌 着を着られないなど、衛生面でも課題があった。
- お風呂は固形の石鹼一つしかなかった。シャンプーや洗顔などが 無かった。
- 私物の櫛は使えず、備品の貸し出しもなかったため、一時保護中、一度も髪をとかすことができなかった。

一時保護ガイドラインの見直し案のポイント

一時保護施設のこども・社会的養護経験者からの主な意見

く食事>

- ※ 食事については一時保護施設設備運営基準案にて児童福祉 施設の設備運営基準と同様の内容を規定。
- 入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいため、個々のこどもの日々の心身の状態に即した食事への配慮を行う。
- 入所日に食欲がなく、ご飯を食べられなかったら、次の日から半 分の量にされた。
- ◎ 家では夜ご飯がないことがあったけど一時保護施設では3食あるからうれしい。
- ◎ ご飯をこんなに食べて良いんだ。食事中に話していいんだ。楽しいんだ。と思えた。

<一時保護施設の職員の研修等>

- 一時保護施設設備運営基準で規定する職員の研修において、 こどもの権利擁護に関する事項や、こどもの意見・意向を尊重し た支援の実施など、こどもの権利擁護・適切なケアに必要な事項 を盛り込む。また、臨時職員にも必要な研修を行うべき。
- こどものケアに関し、以下の事項等を留意事項として記載。
 - ・ PTSD等の心身の状況や発達の状況に十分配慮すること
 - ・ 複数回の保護の場合も含めて入所時に共感的・肯定的な迎え方をすること
 - ・生活上の指導を行う場合も、これまでの家庭環境やこどもの発達上の特性、心身の状況等を踏まえて、こどもの気持ちや事情を共感的に受け止めながら、こどもが成長感や自己肯定感を持てるように対応。(一時保護になったのはこども自身のせいだと思わせるような言動や他のこどもと比較するといったこどもの自己肯定感を下げるような言動、単なる罰として作業や運動等を科すような対応などは厳に慎む)

- 一時保護施設の職員から傷つく言い方や大声での注意をされ た。
- 繰り返し保護されたときに職員から「またか」とため息をつかれながら言われた。「おかえり」などの肯定的な迎え方をするべき。
- 一時保護施設の環境や職員の言動が「私が悪いことをしたから 入ってきたんだ」と思わせている。
- いつも早くしてといわれるが、余裕が欲しい。「今日は○○さんが 1番でした」というようなことを言われるので、自己肯定感が下がる。
- 職員が冷たく不安で泣くと怒られるなど、精神的なサポートが少 ないように感じられた。
- 罰ではなく指導が必要。
- 正規職員だけでなく、アルバイトの人の教育・研修もしっかりやってほしい。
- ◎ 入所から退所まで職員があたたかく接してくれた。小さな相談も 親身になって聞いてくれた。
- ◎ 優しい職員もいた。

一時保護ガイドラインの見直し案のポイント

<こどもが意見をいいやすくするための工夫>

- まずは職員との適切な関わりの中でこどもが意見を表明しやすく なるよう、職員からこどもに対していつでも意見を表明していい旨を 説明する、意見を伝えようとしたときにできる限り後回しすることな くその場で傾聴し、肯定的な態度でこどもの意見を受け止める、 日頃から信頼関係の構築に努めるといった対応を行うことが重要。
- さらに、こどもの権利擁護スタートアップマニュアルを踏まえ、意見表明等支援事業の活用、意見箱やこども会議等の導入や運用改善、第三者委員の設置等の取組を推進。

一時保護施設のこども・社会的養護経験者からの主な意見

- 環境を改革して相談しやすい雰囲気を作っていくしかない。職員がよくても環境が酷なら相談することさえためらう。
- つ 職員のことを信頼できるような環境にしないと、意見も言えない。
- 一時保護施設の職員とはあまり話せない。毎日忙しそうでタイミングがわからない。
- 一時保護施設の職員に話をしても解決せずにスルーされる。
- 無理に距離を縮めようとするのではなく、こどもから心を開くのを 待ってほしい。
- 一時保護施設の担任ではなく、話したい先生と話せるようにしてほしい。
- 権利ノートに意見箱用の用紙がついているが、もったいなくてまだ使っていない。 周りに見られる気がして意見を書きづらいので、 各部屋に意見箱があるといい。
- 一時保護施設の職員以外の人が話を聞きに来てくれる仕組みがあるのはうれしい。たくさん来てほしい。
- こども会議はやられているけど、自分の要望ではなくみんなのため になることだけ話してといわれるので、何が欲しいとかは言えない。
- ◎ 高校生で保護されたときには、意見箱が設置されていた。月に一回、日記の時間に書くことができ、所長が紙で回答してくれ、回答は居室で見ることができた。
- ◎ 意見箱(不満やイベントの希望、欲しいおもちゃなどを書いて投 函できる)があり、所長が朝礼などで回答してくれた(週1回程 度回収)

<児童福祉司・児童心理司の対応・保護者の状況等の伝達>

○ こどもの保護者への感情は複雑であり、常に家族のことを気にかけているため、こどもに家族に関する情報を伝えるに当たっては、こどもの安全と最善の利益を前提に、こどもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断。

- 親の気持ちを知りたかった。
- 自分が一時保護されている間も、どういう状況になっているのか を知りたかった。
- 親に会って話しがしたい。 親や兄弟と暮らしたい、会いたい。

41

一時保護ガイドラインの見直し案のポイント

<児童福祉司・児童心理司の対応・保護者の状況等の伝達>

- 児童福祉司や児童心理司との面談により自分の思いを聞いてもらいたい、家族の状況を教えてもらいたいという気持ちを強く持っているこどもも多いことから、オンラインツールの活用等も図りつつ、可能な限り積極的にこどもとの面談を行うことが望まれること。
- 家族との面会等に関しては、こどもの安全と最善の利益を前提 に、こどもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断する必要。

く一時保護解除時の対応、解除後のフォロー>

- 家庭復帰をする際には、事前に、こどもに対して、家庭復帰後の家庭訪問等の予定や支援の内容、児童相談所やこども家庭センター等の相談機関の連絡先等についてこども向けの資料等を用いてわかりやすく説明しておく。
- 相談機関等に相談すること自体が難しいと感じるこどもも多いと考えられることから、併せて、こどもが年齢に応じてSOSが出せるようにエンパワメントすることが重要。
- 家庭復帰ができた場合も、一定の期間は、児童福祉指導措置等又は継続指導をとることが必要。その際は、こどものみとの面談を行うなどこどもの状況を適切に確認し、こどもの様子等から虐待の再発等がないかを注意深く確認する。

一時保護施設のこども・社会的養護経験者からの主な意見

- 入所してから結構時間がたっているが、親と話は全然できていない。児童福祉司が全然来ないから様子を聞けない。
- 児童福祉司から家族の話はされない。家族が今どんな感じだと か、何をしているのかとかを聞きたい。
- 児童福祉司、児童心理司ともっと会いたい。
- 親からの意見の方が強い印象。親と接するときと同じように、こどもにも接してほしかった。
- 家庭に戻ったあと、一定期間は定期的な家庭訪問が必要。誰 にも見てもらえない環境だと暴力などが再発してしまう。
- 月に1~2回程度でも良いので、こどものみの面接の機会が欲しい。再び保護されたらまた最初からの支援というのではなく、持続的な支援が欲しい。児相と一時保護施設とで連携してほしい。
- 退所後は支援終了、面会なしとなってしまうが、それぞれのこどものペースにあわせて、対面で、こどもと一対一で対面で話す機会を設けるべき。具体的な言葉でのSOSがなくても、表情がちょっと暗かったり、服装が乱れていたりすることから虐待の再発を見つけられる可能性もある。
- 保護者と児童相談所、こどもと児童相談所、親及びこどもと児童相談所という三種類の訪問(面談)があると良い。

このほか、一時保護ガイドラインにおいては、以下の内容も記載。

- 特にこどもの権利擁護等こどもの適切な処遇を図るための運用に関する内容については、一時保護の委託先においても一時保護施設設備運営基準案に沿った対応が行われることが適当であることから、児童相談所長又は都道府県知事は、委託一時保護を行うに当たっては、委託先の性質等を踏まえつつ、同基準の特にこどもの適切な処遇を図るための運用に関する内容について、委託先に対してこれに沿った対応を行うよう求め、定期的に順守状況を確認すること。
- 第三者評価については**3年ごとに一回以上**受審することが望ましいこと。

親子再統合支援事業

(親子関係再構築支援)

親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン(概要)

- **1. 親子関係再構築支援の定義** ※ 親子再統合支援 = 親子関係再構築支援

令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局長通知

- ○「**こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう**、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家 庭の**親子関係の修復や再構築**に取り組むこと」を指す。
- 親子関係再構築支援にあたっては、**こどもの権利に根差して、こどもの健やかな育ちのため、パーマネンシー保障を目指す中で、こど もの最善の利益の実現を目的として実施**する必要がある。
- 里親・ファミリーホーム・施設で生活するこどもと親のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、**在宅で生活する** 親子も対象とした、家族の状況や課題等に応じた多様な形での関係修復や再構築のための支援を指す。親子の交流がない場合等も含め、 こどもの生い立ちの整理やきょうだい等の家族・親族等との関係性構築、永続的なつながりや養育環境の構築のための支援も含む。
- 2. 親子関係再構築支援の意義
- こどもは親子関係再構築の主体であり、親子関係再構築支援はこどもの意見・意向を丁寧に確認しながら進めていくことが必要。
- その意義は、こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていくことを通して、こどもが愛され、大切にされていると いうことを実感しながら、親と子互いの存在や価値を肯定して生きていけるようになること。
- 親子関係再構築支援はこどもの将来に大きく影響を及ぼす大切な支援であり、**こどもと親の双方、そして家族・親族や地域等を含め て総合的にサポート**することが求められる。

3. 親子関係再構築支援の原則

①こどもの援助指針等(※)における親子関係 再構築 ※自立支援計画・サポートプラン等を含む。

援助指針等の作成に当たっては、「親子の関係性を再構築する」という視点を持ち、こどもの意 見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、具体的に必要な支援内容を検討することが重要。

②当事者である「こども」と「親」と一緒に 考える

主体は「こども」と「親」。こどもと親が現状をどのように捉え、どのようにしていきたいかを 確認し、そのために何が必要なのかを一緒に考えるプロセスが重要。特にこども本来の意見・意 向の把握に努め、それを尊重した支援となるよう十分留意。

③こどもを支える人・機関と連携した援助指針 等の策定

祖父母やきょうだい、友人、地域とのつながりなど含めた総合的な支援を行うため、こどもと親 を中心におき、家族・親族や地域等の人・機関とも目標と課題を共有し、各々の関係性や役割分 担等を十分に確認。

④親子関係再構築支援=保護者支援プログラム の活用、ではない

親子関係再構築支援は、こどもの最善の利益の実現を目的として、こどもの援助指針の一環とし て、こども、親、家族、親族、地域等に対して行う総合的な支援。保護者支援プログラムは支援 メニューの選択肢の1つ。

4. 親子関係再構築支援のために整備が必要な体制・仕組み

- <重層的・複合的・継続的な支援が行える体制構築>~こどもや親の課題等に応じ、多様な支援メニューと必要に応じ長期的なサポートを~
- 都道府県等が推進役となり、児童相談所による支援のほか、市区町村や関係機関(施設や里親等、児童家庭支援センター、医師や外部 の専門家、民間団体等)、自治体内の他部署等を含めた総合的な支援体制を構築する必要。

<親子関係再構築の視点を含めたアセスメント・援助指針等の策定>

親子関係再構築の視点からこどもと保護者・家族の抱えるリスクやニーズ、ストレングスをアセスメントし、必要な支援方針・方法を より具体的に検討・記載していくことが重要。

親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン(概要)

5. 児童相談所における親子関係再構築支援の体制強化

<親子関係再構築支援を実施するための児童相談所の組織づくり>

○ 親子関係再構築支援はこどもの援助指針の一環であり、当然実施を検討すべき支援であることを前提とした組織づくり(専任職員の配置、専門チームの設置、SVによるサポート体制をつくる等、各段階において切れ目のない支援を行えるような組織づくり)が必要。

<児童相談所でのノウハウ共有のための研修体系の構築>

○ 児童相談所内でノウハウを共有し、組織として蓄積していくための工夫(オンライン研修等の積極的な活用や、講師を招聘した研修 実施等)が必要。

<多様な主体との「協働」による親子関係再構築支援の実践>

○ 市区町村、民間団体、施設・里親等の多様な主体との連携・協働を意識し、援助方針の検討・共有等を行っていくなど、連携・協働 のための取組を児童相談所が率先して実践する必要。

<児童相談所が行う親子関係再構築支援メニューの充実>

○ こどもと親の課題やニーズを踏まえて、アセスメント方法の開発や支援メニューづくりを行い、実践している児童相談所もある。

6. 民間との協働による親子関係再構築支援の充実

- 民間団体との協働による支援体制のメリット: 児童相談所に対して拒否感や抵抗感を抱いている親への対応、アセスメントや支援における第三者視点による新たな気づき、民間団体の専門性を生かした支援、児童相談所としてのノウハウ蓄積や職員のスキルアップ⇒ 支援の選択肢を増やし、多様な立場からサポートできる体制づくりにつなげる。
- O **留意点**: 事前のアセスメントを丁寧に行ったうえで必要なプログラムにつなぐ、カンファレンスは合同で実施する、事後の親・こどもの変化等を適切に評価したうえでその後の対応をとるなど、民間団体に任せきりにせず協働による支援を意識 等

7. 市区町村における支援体制の強化と児童相談所との連携・協働による支援の充実

- 多くの資源等の調整役である市区町村が担う役割は大。切れ目のない支援に向け、<u>児童相談所から親子の二ーズ等について市区町村に</u> <u>適切に情報提供し、サポートプラン策定に反映</u>。プッシュ型(利用勧奨・措置)での支援提供も含め、市区町村とともに支援方針を検討。
- 都道府県等は、社会的養育推進計画で親子関係再構築支援の重要性を関係機関に向けて広く啓発する等具体的な取組を記載するとともに、<u>都道府県として親子関係再構築支援の方針を市区町村と共有し、市区町の体制強化に向けた支援方策を講じる等の主導的役割</u>を発揮。

8. 里親・ファミリーホーム・施設等との協働による支援

- こどもの状況や親の面会等に関する状況等について<u>里親・ファミリホーム・施設からもしっかりと情報収集等を行い、援助指針の</u> 策定を含めて、里親・ファミリホーム・施設と協働しながら支援を実施する仕組みづくりが重要。
- こどもと家族の意向や状況を踏まえ、家庭復帰に向けた支援を最大限に行ってもそれが困難な場合は、親族・知人による養育や特別養子縁組等も検討。その際、それぞれのこどもにとってのパーマネンシー、つながりを十分考慮。養子縁組に必要な手続の確認や養子縁組あっせん事業者、里親支援機関との連携等の体制づくりに努める。

親子関係再統合支援事業は、こうした親子関係再構築支援の全体像・プロセスを踏まえ、その支援体制強化に当たって活用

1 事業の目的

<安心こども基金を活用して実施>

- ○令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。
- 〇親子再統合支援(=親子関係再構築支援)は、親子関係の修復や再構築を図るために、家族の状況や課題等に応じ、こども、親、家族、親族、地域等に対して行われる総合的な支援であり、都道府県等が推進役となり、児童相談所と、市区町村や施設等の関係機関、民間団体等の多様な主体が協働して、重層的・複合的・継続的な支援を行える体制を構築していくことが必要である。
- 〇このため、<u>都道府県等が親子関係再構築支援全体を適切に行えるよう、支援メニューの充実や支援体制の強化を図るための新たな補助を創設</u>する。 (現在の統合補助金「保護者指導・カウンセリング強化事業」について必要なメニューは維持した上で再編・拡充)

2 事業の概要

- ① 親子関係再構築支援員の配置:現行の保護者指導支援員(児童心理司と同等程度の知識を持つ者)から変更。児相あたりの人数も増加(1→2名分) 親子関係の再構築のために必要となる総合的な支援を提供していくためには、<u>児童相談所が多様な主体(市区町村・関係機関(施設、里親、児童家庭</u> 支援センター等)・民間団体)と協働しながら本事業を進めていくことが重要であることから、児童相談所に他機関との連絡調整(他機関における支 援の状況等の確認、支援方針の共有など)や親子の面会・外出等の補助を行う<u>親子関係再構築支援員を配置</u>する。(1児相あたり2名分(現行:1名分)
- ② 親子関係再構築支援: 児童福祉司や児童心理司が親子関係再構築支援を実施するにあたり、支援が難しいケースに対して外部機関(精神科医や大学教授)などの助言指導を受けることができるよう、支援メニューにスーパーバイズを追加。
- ・**カウンセリング** 精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対してカウンセリングを実施する。
- ・**家族療法・保護者支援プログラム こ**どもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラムを実施する<mark>。</mark>
- ·ファミリーグループカンファレンス こどもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける。
- ·宿泊型支援 離れて生活する親子に対して、宿泊等をしながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行うとともに行動観察を行い、 必要な支援を行う。
- ・スーパーバイズ 学識経験者等から、親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受ける。
- ③ 保護者支援プログラム等資格取得支援事業: 児童相談所等の職員の資格取得が進むよう、1 児相あたり300千円→500千円に単価を増加 児童相談所等の職員がより効果的な保護者支援を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る
- ④ 親子関係再構築民間団体育成事業

保護者支援プログラムなどの親子関係再構築支援の実施を受託できる民間団体を育成するため、民間団体にアドバイザーとして有識者を派遣したり、先駆的な取組を行う民間団体で研修を受けたりするための補助を行う。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】(①~③児童相談所1か所当たり、

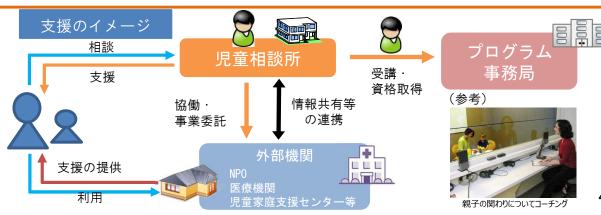
④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり)

①7,056千円 ②12,400千円 ③500千円 ④1,253千円

【補 助 率】

国: 1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市: 1/2



こどもの権利擁護

こどもの権利擁護スタートアップマニュアル(概要)

令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局長通知

I こどもの意見聴取等措置

■ 意見聴取等措置が必要となる場面

- 以下の場合は、意見聴取等措置をあらかじめ実施(①は法律上規定。②はこの他実施すべき又は実施が望ましい場面)
 - ① 一時保護、在宅指導等措置、施設入所、里親等委託、指定発達支援医療機関への委託の決定・停止・解除・変更・期間の更新
 - ② 自立支援計画の策定・見直し、自立援助ホームや母子生活支援施設への入居・入所、面会通信制限 等
- 緊急一時保護の必要がある場合などあらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、事後速やかに意見聴取等措置を実施

■ 意見聴取等を行う者

- 原則、児童相談所職員が実施。各児童相談所の体制や状況等も踏まえつつ、こどもの意見・意向を適切に把握できる方法(※)を検討。
 - ※ 担当の児童福祉司又は児童心理司(必要に応じて双方)が実施/担当児童福祉司等とは別の職員が実施
- 意見表明等支援事業の活用により、こどもの求めに応じて意見表明等支援員が支援を行うことも有用。

意見聴取等 措置の流れ

Step1 こどもへの説明 Step2 こどもからの意見聴取 Step3 記録作成 Step4 聴取した意見・意向の考慮、 反映の検討

Step 5 こどもへのフィードバック

■こどもへの説明・意見聴取

- 以下の事項(※)をこどもに事前に丁寧に説明。権利ノートや図、イラスト等を用いると効果的。
 - ※ 児童相談所の役割、こどもが置かれている現在の状況、親や家族等の現在の状況、一時保護ガイドライン/児童相談所運営指針で定められている内容 (一時保護の理由、目的等/入所等措置をとる理由等)、聴取した意見の取扱い、権利救済や意見表明等支援事業の仕組み・利用方法
- 援助方針の検討の可能な限り早期の段階で、以下の事項(※)について意見聴取を実施。複数回にわたり実施する等の対応が望ましい。
 - ※ 措置等の内容についての意見・意向とその理由、今後に対する希望、現在の状況についてどう考えているか、措置等に関する希望、不安等
- 言葉による意見聴取が困難な場合も、絵カード等のコミュニケーションツールを活用し、こどもが意見・意向を表明できるよう最大限配慮。それでも意見表出が 困難なこどもには、こどもの生活スタイルを理解して意思を推察するなど非指示的アドボカシーを実施
- ■記録の作成・管理 児童記録票に、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、こどもの反応・様子、所見を記載

■聴取した意見・意向の考慮、反映の検討

○ 聴取した意見・意向は援助方針会議等の場で共有し、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法や内容等を検討。可能な 限りこどもの意見・意向を尊重できるよう、十分な検討・議論を行う

■こどもへのフィードバック

○ こども本人に速やかに決定の内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明しフィードバック。特にこどもの意見・意向と反する意思決定を行う場合は説明を尽くす。

こどもの権利擁護スタートアップマニュアル(概要)

II 意見表明等支援事業

- 意見表明等支援を実施する場面
 - ▶ 措置等の決定、自立支援計画策定、里親・施設や一時保護所における日常生活の場面、こどもが児童福祉審議会等へ意見申立てを行う場面。
- 意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項

(実践環境の整備)

➤ こども/関係者(児童相談所職員や里親・施設職員、一時保護所職員等)への説明、多様なアクセス手段の確保(電話、はがき、SNS等。障害児の場合は手話通訳等の合理的配慮)、事務局の体制確保(都道府県等の主管課/可能であれば適当な外部団体に委託)

(意見表明等支援員の確保)

- ▶ 配置形式・体制(独立性の担保):児童相談所等とは別の機関が担うことを基本。適切な団体等に都道府県等が委託/補助。個人の場合は委嘱
- ➤ 資質の醸成・担保:都道府県等が適当と認める養成研修の修了が必要。多様な属性・強みを持つ支援員の確保。SVを受けられる体制整備。

(意見表明等支援事業の実施方法、留意事項)

➤ 訪問先の決定(一時保護所、里親家庭、児童養護施設等の入所施設)、対象となるこども(年齢等で一律に区切るのは不適当)、訪問方法(定期又は要請に応じた訪問)、こどもの意見表明を促す工夫、こどもの年齢・発達の状況に応じた配慮、意見表明への対応とこどもへのフィードバック (意見表明を受けた関係機関における十分な検討、こどもへの丁寧でわかりやすい説明が確実に行われる体制の構築)、守秘義務・個人情報の管理 等

Ⅲ こどもの権利擁護に係る環境整備

■ 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組みの構築

(児童福祉審議会の活用)

基本的な仕組み: こども(又はこどもに関わる関係機関)が児童福祉審議会に意見を申し立て、こどもからの意見聴取や必要な調査を行った上で 児童福祉審議会において審議し、必要な場合には児童相談所等の関係行政機関に対して意見を具申

※ 意見具申の内容はこども本人にも伝え、児童福祉審議会では一定の期間を設けて児童相談所や施設等から対応結果の報告を求め、その結果をこどもに伝えるといったフォローアップも行う

- 準備・留意事項:児童福祉審議会の独立性、迅速性、専門性、こどもからのアクセシビリティの確保等の観点から必要な体制を確保
 - ▶ 権利擁護に関する専門部会の設置・迅速な開催、委員の選定(児童相談所や施設関係者等は望ましくない等)、事務局の設置(児童相談所職員が担当することは避ける)、多様なアクセス手段の確保、関係機関等(児童相談所、施設、一時保護所、里親等)への説明・周知

(児童福祉審議会以外の機関による権利擁護)

- ➢ 条例にづいて児童福祉審議会とは別のこどもの権利擁護機関を設置し、権利救済の申し立てを受けて調査・審議、勧告等を行う自治体の取組例を紹介
- 意見表明等支援事業の実施・活用促進等
- こどもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発、関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成
- **こどもの権利擁護に係る環境整備に関するその他の取組**(意見箱(実効性ある運用)、こども会議等)

意見表明等支援員の養成のためのガイドライン(概要)

意見表明等支援員とは

令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局長通知

<主な業務内容>

意見表明等支援員の基本的な役割は、こどもの立場に立って、

- ①こどもの意見の形成を支援し(意見形成支援)
- ②こどもの意見・意向を意見聴取等により把握し、こどもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする(意見表明等支援)
- ③こどもが意見表明を行った後、関係者からの説明について、こどもが納得しているか確認し、必要に応じて再度の意見表明を支援する
 - ⇒ ①~③の活動の前提として、こどもや関係機関等に、こどもの権利や支援員の意義・役割等について理解してもらうことが重要

①こども権利や支援員の役割に 関する理解促進

①意見形成支援

②意見表明等支援

③その後の対応 (こどもの求めに応じた再度の支援)

<求められる要件など>

- 意見表明等支援員として活動するには一定の知識・技術等が求められるため、<u>都道府県等が適当と認める研修を</u> 修了する必要(研修の企画・検討する際は、本ガイドラインで示している到達目標、研修カリキュラム(例)を参考)
- 意見表明等支援員は、こどもの権利保障のために、6原則(右図参照)など重要な考え方に基づいて、 こどもの声を傾聴し、こどもを中心にした意見形成支援・意見表明支援を行うことが求められる
- 児童相談所や施設の職員、里親自身が行うことは想定されない(独立性の観点)
- 禁固以上の刑に処せられた者等は、意見表明等支援員として不適格

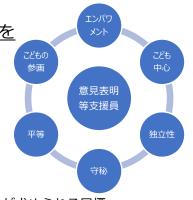
意見表明等支援員の到達目標

※意見表明等支援員として活動するに当たって、常に意識し、達成するように不断に努力することが求められる目標

: こどもの権利保障のために、基本とする原則に基づいて、こどもの声を傾聴し、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明等支援 を行うことができる

知識・ 技術

- ・意見表明等支援事業に関連する法令やマニュアル等を十分理解している
- ・こどもの権利及び意見表明等支援員の果たす役割・内容についてこどもや関係機関・関係者に十分理解を得られるように説明できる
- ・意見表明等支援に関する基本的な考え方を理解し、自然と身に付いた態度で実践できる 等
- ・こども権利保障実現を目指すことを常に意識し、こどもの権利を尊重し擁護する態度を身につけている
- ・こどものそのままのありようを尊重し、柔軟な姿勢を保ちながら、こどもと継続的な信頼関係を構築し、向き合い続けている 等



意見表明等支援員の養成のためのガイドライン(概要)

研修カリキュラム(例)

既に研修を実施している各団体等の研修内容等を踏まえ、研修カリキュラム(例)をA〜Eの大項目に沿って整理。
A:アドボカシーの意義・目的、B:権利擁護・児童福祉行政に対する理解、C:アドボカシーの過程と必要な技術・態度、D:こどもの多様性への理解、E:アドボカシーの実際

基礎編

意見表明等支援員が果たす役割・意義を理解しながら、望ましい基本的な態度、こどもを取り巻く環境などについて理解

養成編

基礎編で学んだ概略をさらに深め、実際に出会うこども の多様性等についてより理解。グループワークが有効

科目名	時間	内容 (目的の記載は省略)			
アドボカシーの定義・理念、独 立・専門・訪問アドボカシーの 概要	2	・アドボカシーにおける意見表明等支援員の役割 ・アドボカシーの基礎・理念・6原則等			
人権・こどもの権利の理解とこ どもの権利擁護	1 ~ 2	・子どもの権利条約の目的・内容等			
アドボカシーに関連する制度 等	1 ~ 2	・意見表明等支援事業の関連法令、養成ガイド ライン・スタートアップマニュアルの目的・内容			
各自治体における児童福祉 行政の理解(概要編)	1 ~ 2	・各自治体の児童相談所や児童福祉審議会の 役割等の制度・現状 等			
アドボカシーの基本的な態度・ 技術	2 ~ 3	・こどもと向き合う際の基本的な 配慮事項 ・アドボカシーを行う際の基本的な態度 等			
多様なこどもの理解とその権 利擁護	2~ 3	・こどもの発達への理解 ・こどもの多様性(ジェンダー、L G B T Q、外国 にツールをもつ、障害等)への理解 ・様々な生きづらさ(トラウマを含む)等への理解			
社会的養護当事者・経験者 から見る社会的養護やアドボ カシーの現状 (概要編)	1 ~ 2	・社会的養護当事者・経験者からみた社会的養 護やアドボカシーの現状			
	アドボカシーの定義・理念、独立・専門・訪問アドボカシーの概要 人権・こどもの権利の理解とこどもの権利擁護 アドボカシーに関連する制度等 各自治体における児童福祉行政の理解(概要編) アドボカシーの基本的な態度・技術 多様なこどもの理解とその権利擁護 社会的養護当事者・経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状	アドボカシーの定義・理念、独立・専門・訪問アドボカシーの概要 1 ~ 人権・こどもの権利の理解とこともの権利擁護 1 ~ アドボカシーに関連する制度等 1 ~ 各自治体における児童福祉行政の理解(概要編) 1 ~ アドボカシーの基本的な態度・技術 2 ~ 多様なこどもの理解とその権利擁護 2 ~ 社会的養護当事者・経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状 1 ~			

_	の多様に等についてより達解。グループラーラが有効					
		科目名	時間	内容(目的の記載は省略)		
	Α	アドボカシーの理念と原則(詳細編)	1 ~ 2	・意見表明等支援員とこどもの 権利擁護に関わる多職種との 違い 等		
	В	各自治体における関連制度やアドボカ シーの取組(詳細編)	1 ~ 2	・社会的養護のこどもに関連する制度の詳細等 等		
4	С	訪問アドボカシーの過程と技術(2時間×3回)	6	・訪問する各施設等種別の訪 問アドボカシーの特徴、必要な 技術、留意点 等		
$\frac{1}{2}$	D	こどもの発達段階に応じたアドボカシー	1 ~ 2	・年齢や発達の状況に合わ せたアドボカシーの実践 等		
		こどもの多様性に応じたアドボカシー		・多様性に応じたアドボカシーの 実践 等		
		こどもの抱える困難と影響に対する理 解	2 ~ 3	・困難や被害によるこどもへの影響の理解 等		
4	E	演習(ロールプレイ)(2時間×2 ~3回)	4 ~ 6	・面談シナリオを作成するワーク や、ロールプレイ等		
		自己覚知や内省への理解	1 ~ 2	・意見表明等支援員の自己覚 知や内省の重要性 等		
_]		社会的養護当事者・経験者からみた アドボカシーの実際(詳細編)	1 ~ 2	・社会的養護当事者・経験者 からみたアドボカシーの現状・ 課題		
		困難なケースへの対処・葛藤	2	・難しい場面での対処等		
		活動する組織の理解(研修企画団体が意見表明等支援の訪問活動等も行う場合)	1 ~ 2	・活動する組織の理解 ・他の組織との連携 等		
				10 1421410 172373		

養成後のフォローアップ等の取組

養成後に支援の質の向上させていくことの重要性を踏まえ、

各団体の養成後のフォローアップ等の取組(定期的な事後研修、SV等から助言を得る、支援員同士で悩みを共有する等)を紹介

1 事業の目的

く安心こども基金を活用して実施>

- 令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、**こどもの意見表明等支援事業が創設**されるとともに、こ どもの権利擁護に係る環境整備(こどもの申立てに基づき児童福祉審議会等による調査審議・意見具申を行う等)が都道府県等の業務として規定 された。
- このため、各都道府県等や必要に応じて市区町村において、**改正法に基づくこどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的 春護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、新たな補助を創設**する。(現行のこどもの権利擁護体制強化事業を改正法に基づく取 組を推進するための事業として再編)

2 事業の概要

※活動実態を踏まえた補助となるよう活動回数に応じて加算(現行事業では補助基準額は一律10.000千円)

①意見表明等支援事業:

一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期 的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを 支援する仕組みを構築する。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。

②こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発

こどもの権利や権利擁護に係る取組について、パンフレットや権利ノートを提供するなどして、こどもに対してわかりやすく説明するとともに、甲 親・施設等関係者に対しても周知啓発・理解増進を図る。また、意見を申し出るための葉書を配布する等によりこどものアクセシビリティを確保 する。

③こどもの権利擁護機関の整備

社会的養護に係るこどもからの申立てに応じて、児童福祉審議会又はその他の権利擁護機関が、関係機関やこどもへの必要な調査を行った上で審 議をし、関係機関に対して意見具申等を行う仕組みを整備することで、こどもからの申立てを契機に個別ケースの救済が図られる道筋を確保する。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村(①以外)

【補助基準額】① 5.901千円(活動回数120回まで)

※活動回数に応じて加算

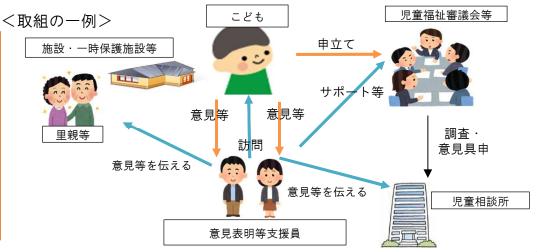
(加算1) 121~240回:2. 990千円

(加算2) 241回~:5, 981千円

- ② 1. 735千円 ※②単独は不可
- ③ 児童福祉審議会の場合 3. 999千円 その他の権利擁護機関の場合 5.159千円

【補 助 率】国: 1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村: 1/2



こども家庭福祉の認定資格 (こども家庭ソーシャルワーカー)



こども家庭福祉の認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)検討概要 (子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会及びワーキンググループ)

趣旨

- こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、改正児童福祉法により、 まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格 を令和6年4月より導入する。
- 認定資格を取得するための研修課程等を検討するため、厚生労働省子ども家庭局長が有識者等の参集を求め、子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会及びワーキンググループを開催した。

検討事項

- こども家庭福祉分野における相談援助を行う職員に 求められる専門性
- こども家庭福祉に係る研修の課程
- ソーシャルワークに関する研修の課程
- 試験の内容及び方法・試験の頻度
- その他

検討会の構成

※敬称略、五十音順、◎は座長

氏 名	所属・役職		
伊原 浩樹	松戸市子ども部長		
久保 樹里	花園大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授		
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部心理·社会福祉学科教授		
橋本 達昌	全国児童家庭支援センター協議会会長		
藤林 武史	西日本こども研修センターあかし センター長		
増沢 高	子どもの虹情報研修センター 研究部長		
藥師寺 真	岡山県倉敷児童相談所 所長		
◎山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授		
和気 純子	東京都立大学人文社会学部人間社会学科社会福祉学分野 教授		
田村 満子	日本社会福祉士会アドバイザー(※)		
廣江 仁	日本精神保健福祉士協会 副会長(※)		
村松 幹子	全国保育士会会長(※)		

し^{どもまんな}か

こども家庭庁 こども家庭福祉の認定資格 とりまとめ概要①

- 1. 資格取得に向けた研修等の対象者
- <社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者>
 - 一定程度のこども家庭福祉の相談援助業務の経験(2年以上)がある者のほか、相談援助業務(2年以上)を行っており、こども家庭福祉の相談援助業務を業務量問わず行ったことがある者も対象。(1-0)後者には追加研修の受講を求める。
- <こども家庭福祉の相談援助業務の実務経験者>
 - 一定程度のこども家庭福祉の相談援助業務の経験(4年以上)がある者が対象。(1-2)
- <保育所等で勤務する保育士>

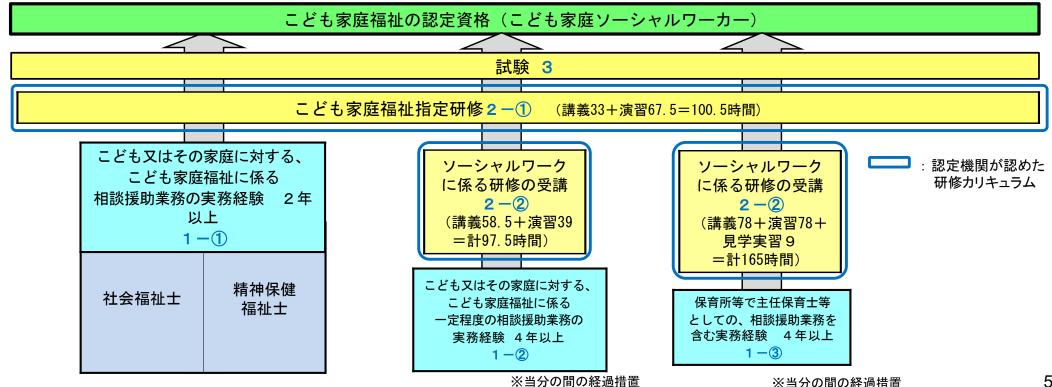
地域連携推進員・保育所長・主任保育士・副主任保育士等のいずれかで、相談援助業務の経験がある者(4年以上)が対象。(1-3)

2. 研修の内容

こども家庭福祉指定研修(一律100.5時間)(2-①)とソーシャルワークに係る研修(実務経験者:97.5時間、保育所等保育士:165時間)(2-②)で構成。

3. 試験のありかた

認定機関が毎年1回以上実施。内容は事例問題を含めた選択式とし、どのルートの受講者も同様。



こども家庭庁 こども家庭福祉の認定資格 とりまとめ概要②

4. 研修体制の確保等

• 施設等に対して研修体制の確保や見学実習の受入を促すなど、資格取得者が研修や試験を受けやすい仕組みの整備や財政的インセンティブが必要。現任者が勤務する施設等が研修等の支援を行う場合の支援について、財政支援も含めて検討すべき。

5. 資格の名称

• こども家庭福祉の認定資格取得者に求められる、こども家庭福祉に関する相談支援や多職種・多機関との協働といった専門性が伝わりやすいよう、「こども家庭ソーシャルワーカー」とすべき。

しどもまんなか

こども家庭庁こども家庭福祉の認定資格取得者に求められる専門性

認定資格は、こども家庭福祉分野のソーシャルワーカーが身に付けることが求められる専門性のあり方について、以下の視点により3つの柱を整理した上で、具体的検討を進めてきたところ。

専門性の柱を検討する視点

- 虐待を受けたこどもの保護並びに、要保護児童、要支援児童等の在宅支援等に関し、こどもやその保護者に対して相談支援等を行う児童相談所、市区町村、児童福祉施設をはじめとした、<u>こども家庭福祉に係る支援を行う幅広い現場で活用できるものであること</u>
- 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者や、こども家庭福祉分野の相談援助の実務経験を有する実務者が、100時間程度の こども家庭福祉に係る研修及びソーシャルワークに係る研修等を経て取得する資格であること
- 新たな認定資格の取得者に求められる専門性の程度のイメージとしては、<u>相談援助業務を行う現場職員が初歩的に習得する内容と、</u> 特に難しい判断を必要とする事例への対応や指導的役割を担う職員が習得する内容の中間程度 福祉司任用後研修と児童福祉司スーパーバイザー研修の中間程度。)のものを想定すること

検討会で整理した新たな認定資格の専門性の柱

1. こども家庭福祉を担う ソーシャルワークの専門職と しての姿勢を培い維持すること 2. こどもの発達と養育環境等の こどもを取り巻く環境を理解 すること

3. こどもや家庭への<u>支援の方法</u>を 理解・実践できること

こどもまんなか

こども家庭庁 こども家庭福祉に係る研修カリキュラム(追加研修含む)

こども家庭福祉に係る研修(指定研修)は、①すべての研修受講者が受講する100.5時間の指定研修と、②相談援助有資格者のルートに含まれる一部対象者が追加的に受講する計24時間の研修(追加研修)の2種類がある。

指定研修

(2-1)

科目名	講義 (計33時間)	演習 (計67.5時間)
こどもの権利擁護	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	1.5時間	6 時間
こども家庭福祉 I (こども家庭をとりまく環境と支援)	3 時間	1.5時間
こども家庭福祉 II(保護者や家族の理解)	1.5時間	3 時間
こども家庭福祉Ⅲ(精神保健の課題と支援)	3時間	3時間
こども家庭福祉Ⅳ(行政の役割と法制度)	1.5時間	1.5時間
こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5時間	1.5時間
こどもの心理的発達と心理的支援	1.5時間	1.5時間
児童虐待の理解	1.5時間	4.5時間
少年非行	1.5時間	1.5時間
社会的養護と自立支援	1.5時間	4.5時間
貧困に対する支援	1.5時間	1.5時間
保育	1.5時間	1.5時間
教育	3 時間	1.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワーク I (多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク)	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ(こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク)	3 時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ(地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築)	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ(組織の運営管理)	1.5時間	4.5時間

追加研修

科目名	講義(計9時間)	演習(計9時間)	見学実習(計6時間)
こどもの権利擁護と倫理	1時間	-	-
こども家庭相談援助制度及び実施体制	1時間	-	-
児童相談所の役割と連携	1時間	-	-
こども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1時間	3時間	-
社会的養護と市区町村の役割	1時間	-	-
こどもの成長・発達と生育環境	1時間	-	-
こども虐待対応	1時間	6時間	-
母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度	2 時間	-	-
見学実習	-	-	6時間

こども家庭庁 ソーシャルワークに係る研修カリキュラム

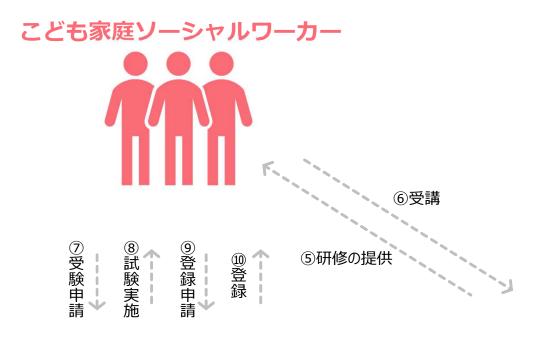
ソーシャルワークに係る研修(ソーシャルワーク研修)は、こども家庭福祉の実務経験者ルートの受講者(計97.5時間)及び保育所等保育士ルートの受講者(計165時間)が受講するもの。

ソーシャル ワーク研修

(2-2)

種別	科目名	相談援助実務 経験者のルート (講義58.5時間、 演習39時間)	保育所等保育士 のルート (講義78時間、 演習78時間、 見学実習 9 時間)
講義	ソーシャルワークの基盤と専門職	0 時間	19.5時間
	ソーシャルワークの理論と方法	39時間	39時間
	地域福祉と包括的支援体制	19.5時間	19.5時間
演習	ソーシャルワーク演習 Ι	0 時間	39時間
	ソーシャルワーク演習 Ⅱ	39時間	39時間
見学実習	見学実習	0 時間	9 時間

こども家庭庁 (参考) 認定資格スキーム (イメージ)





所管省庁

①認定機関としての 認定の申請

②認定



認定機関

- 研修の認定試験の実施
- ・登録の実施

③研修の認定



研修実施機関

・研修の実施 (指定研修、追加研修、 ソーシャルワーク研修)

こども家庭庁 府令の概要

こども家庭ソーシャルワーカーの要件や当該者の知識及び技術についての審査・証明を行う事業を実施する者の 認定基準等を定めている。

<こども家庭ソーシャルワーカーの要件>

- ▶ こども家庭ソーシャルワーカーは、以下のいずれかに該当する者であって、こども家庭ソーシャルワーカーの児童福祉相談支援等技能(児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術をいう。)についての審査・証明事業を実施する認定法人が認めた講習の課程を修了し、認定法人が行う試験に合格し、認定法人が備える登録簿に登録を受けたものであることとする。
 - ① 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設(児童福祉法施行規則第5条の3に定める指定施設をいう。)において2年以上主として児童福祉に係る相談援助業務に従事した者
 - ② 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上児童福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者(① に掲げる者を除く。)
 - ③ 指定施設において4年以上主として児童福祉に係る相談援助業務に従事した者
 - ④ 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これに準ずる施設において4年以上児童福祉に係る相談援助業務を含む 業務に従事した者

<u> <こども家庭ソーシャルワーカーに求められる水準等></u>

- ▶ 児童の福祉の増進のため、常にその担当する者の立場に立って、誠実にその業務を行うよう努めなければならないこと。
- ▶ 児童の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、児童福祉相談支援等技能の向上に努めなければならないこと。
- ▶ 正当な理由がなく、その業務にして知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。こども家庭ソーシャルワーカーでなくなった後においても、同様とすること。

こども家庭庁 府令の概要②

<審査・証明事業の認定基準>

- こども家庭庁長官は、以下の基準により審査・証明事業を認定する。
 - 審査・証明事業を実施する者が、一般社団法人又は一般財団法人であること。
 - ・審査・証明事業を実施する者の役員の構成が審査・証明事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者が、審査・証明事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって審査・証明事業が不公正に実施されるおそれがない者であること。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者が、審査・証明事業を的確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び事務的能力を有する者 であること。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者が、児童の福祉の増進に積極的に寄与し、かつ、審査・証明事業を実施する者としてふさわしい者 であること。
 - ・ 職員、設備、審査等の実施の方法その他の事項についての審査・証明事業の業務規程の内容が、審査・証明事業の適正かつ確実 な実施のために適切なものであること。
 - ・ 審査等が、こども家庭庁長官が定める基準を満たす講習を行う者による講習並びに審査・証明事業を実施する者による試験及び 登録により行われるものであること。
 - ・ 試験が全国的規模で毎年一回以上行われるものであること。
 - ・審査等の対象となる児童福祉相談支援等技能の水準についての審査の基準、試験の実施の回数、時期及び場所、試験問題の水準及び合格者の判定方法その他試験の実施方法が適切なものであること。
 - ・ 試験科目及びその範囲の設定、試験問題及び試験実施要領の作成並びに児童福祉相談支援等技能の程度の評価に係る事項その他 技術的事項に関する業務を行う試験委員は、児童福祉相談支援等技能についての知識及び技術を有する者のうちから選任する者で あること。
 - ・ 登録事務を行う時間及び休日、登録簿への登録、登録簿の備付け、登録証の交付、登録事項の変更、登録の取消し及び消除その 他登録の実施方法が適切なものであること。

くこども家庭庁による認定法人に対する報告の求め等>

▶ こども家庭庁長官による、認定法人に対する報告又は書類の提出の求め、適正な運営を確保するための勧告、認定基準に適合しなくなったとき等の認定取消しの権限を規定している。

< 指導教育担当児童福祉司の実務要件年数の緩和の対象者>

- ▶ 改正児童福祉法第13条第6項において、指導教育担当児童福祉司になるための児童福祉司としての実務要件年数が、内閣府令で 定めるものについては、おおむね5年以上からおおむね3年以上に緩和されたところ、要件緩和の対象者を以下のとおり規定する。
 - ① こども家庭ソーシャルワーカーである者のうち、児童相談所を除いた指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者
 - ② こども家庭ソーシャルワーカーである者のうち、児童福祉司としておおむね3年以上勤務した者であって、児童福祉司として勤務した期間と児童相談所を除いた指定施設において相談援助業務に従事した期間の合計がおおむね5年以上である者(①に掲げる者を除く。)

その他、審査・証明事業を行おうとする者が提出しなければならない書類等所要の規定を整備している。

こども家庭庁 告示の概要

整備府令による改正後の規則においては、こども家庭ソーシャルワーカーの取得要件の一つとして認定法人が認めた講習の課程を修了した者であることを規定するとともに、当該講習を行う者が、こども家庭庁長官が定める基準を満たすものであることを規定している。告示においては、当該基準を定めている。

<講習を行う者に関する基準>

- ▶ 実施する講習が以下の基準を全て満たすものであること。
 - ・ 以下のいずれかに該当する者であることを受講の資格とするものであること。
 - ① 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者
 - ② 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者(①に掲げる者を除く。)
 - ③ 指定施設において4年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者
 - ④ 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において4年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に 従事した者
 - ・ 修業期間は、審査・証明事業者が適当と認めた期間であること。
 - 講習の内容が①~④に定める者ごとに応じて、検討会にて定めた研修カリキュラム以上であること。
 - 講師は各科目を教授するのに適当な者であること。
 - 講習の実施場所が確保されていること。
 - 見学実習を行うのに適当な施設を見学実習に利用できること。
- ▶ 検討会にて定めた研修カリキュラムの各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 事務職員を有すること。
- ▶ 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- ▶ 講習を受講し、又はしようとする者に対し、講習の内容、講師その他の事項に関する情報を開示しており、当該開示された情報が、虚偽又は誇大なものではないこと。
- ▶ 講習の一部を委託する場合は、その委託を受けた者が、その講習についてこども家庭ソーシャルワーカーとなるのに必要な技能等を修得させるために必要な資力、社会的信用及び業務遂行能力を有する者であることを確認すること。

こども家庭庁 こども家庭ソーシャルワーカーに関する今後のスケジュール

- ・これまで府令・告示を公布し、認定機関を認定したところであり、令和 5 年度中に資格取得に向けた研修の対象者の具体的な受講要件(研修対象者の実務経験や保有資格等)を定める通知を発出予定。
- ・認定機関により研修実施機関の募集後、令和6年度早期より研修実施機関による受講者の募集・講習が開始され、令和6年度末に試験が実施されたうえで、合格者の登録申請を受けて第1期資格保有者が登録される予定。

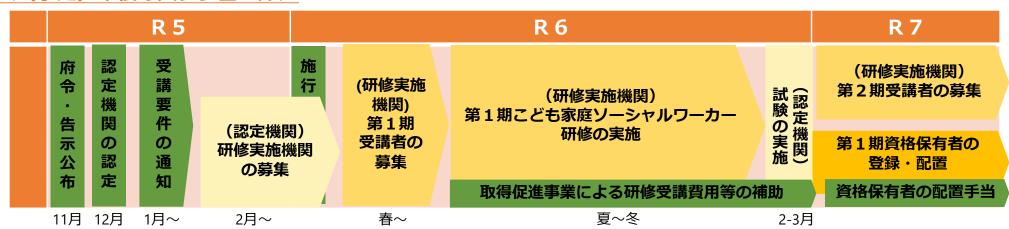
<こども家庭庁による認定機関の認定>

認定機関について、11月より公募を行い、一般社団法人日本ソーシャルワークセンターを認定 (令和5年12月26日付け)

<(予定)こども家庭庁による受講要件の通知>

- ▶ 令和4年度の検討会とりまとめにおいて、資格取得に向けた研修の対象者については、一定程度の実務経験を有する現任者を対象にするとされたことを受け、府令において対象を定めたところ。
- 令和5年度中に、具体的な受講要件(研修対象者の実務経験や保有資格等)について定める通知を発出する予定。

く(予定)今後のスケジュール>



こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算額(案):177億円の内数(令和5年度当初予算額:208億円の内数)

1 事業の目的

- ○令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村(こども家庭センター)等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、 新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられる。
- 〇こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方 針2023等、従前からその必要性が指摘されているところ、取得促進のための方策を検討することが必要。
- 〇本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5~265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、新たな補助を創設する。

2 事業の概要

① 児童相談所・市区町村(こども家庭センター等)への配置促進を通じた資格取得支援

児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門において、資格を有する者を配置する場合の財政支援(手当)の補助を行う。

② 児童相談所、市区町村(こども家庭センター等) 、保育所、児童養護施設等の職員による資格取得支援

児童相談所やこども家庭センター、保育所や児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修等に参加する場合において、当該職員が勤務する 施設等を通じて、研修受講費用等の補助を行う。また、見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る補助を行う。

(参考)児童養護施設等、一時保護所への配置促進を通じた資格取得支援(措置費での対応)

児童養護施設等や一時保護所に資格を有する者を配置する場合の措置費について、加算(手当)を設ける。

3 実施主体

【実施主体】

- ①都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
- ②都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】①240千円

②(今後交付要綱等によりお示しする予定)

【補助率】

①国:2/3 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村:1/3

②国:2/3 都道府県、指定都市、児童相談所設置市:1/3

(参考) 児童養護施設等、一時保護所への配置インセンティブ

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市等

【単価】 292千円

【負担割合】国:1/2 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市:1/2

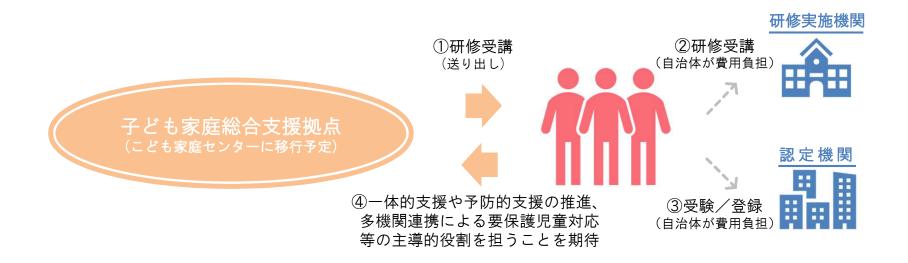
国:1/2 都道府県1/4 市及び福祉事務所設置町村1/4

(研修受講の流れ) 「児童相談所 (説り出し) 「中区町村(こども家庭センター等) 「児童養護施設等、一時保護所 の配置 (3)受験/登録

(参考)取得促進事業を活用しようとしている自治体の事例

取得促進事業の活用想定 ※予算編成過程で変更となる可能性あり

- ○自治体内に複数設置されている<u>子ども家庭総合支援拠点(中規模型ほか(要保護児童対策調整機関を兼ねる)、令和6年4月からこども家庭センターへ移行予定)それぞれから各1名ずつ</u>、こども家庭ソーシャルワーカーの研修受講に送り出す予定。その際に、取得促進事業を活用して研修受講費用等を確保する。
- ○受講者としては要保護児童対策調整機関の調整担当者である係長級職員を想定している。基本的に研修受講に際して受講者本人の自己負担は想定していない。
- ○受講者が試験に合格し、こども家庭ソーシャルワーカーとして専門性を担保し、自治体内においてこども 家庭福祉における<u>一体的支援や予防的支援の推進、多機関連携による要保護児童対応等</u>において、主導的役割を担っていくことを期待。

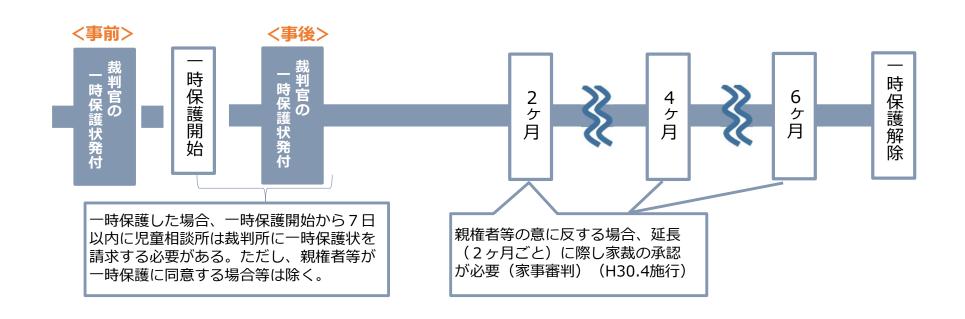


一時保護時の司法審査

一時保護時の司法審査等

<一時保護開始時の適正手続の確保(司法審査)>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一<mark>時保護開始の判断に関する司法審査</mark>を導入する。
 - ▶ 裁判官が発付する一時保護状による方法(事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求)とする。
 - ▶ 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - ▶ 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - ▶ 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に児童の生命及び心身に重大な危害が生じるお それがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける(却下の翌日から3日以内にその取消を請求)



一時保護時の司法審査に関する実務者作業チームについて

- 昨年6月8日に成立した児童福祉法改正法において、一時保護の開始時の司法審査を導入(令和7年6月1日施行)。社会保障審議会児童部会社会的養育委員会報告書において、施行までに、その運用や実務の詳細について、法律実務に携わる者など、実務者も構成員に含む作業チームを立ち上げて検討すべきと指摘。
- このため、厚生労働省において、<u>作業チームを令和4年8月末から設置</u>し、<u>一時保護時の司法審査の運用及び実務の詳細等</u>について、実務的な観点から議論することとする。

(検討会委員) ※法務省、最高裁事務総局はオブザーバーとして参加 ※敬称略、五十音順

自治体関係	法曹実務者 関係	学識等 関係
・大浦 俊哉 (東京都福祉保健局担当部長〈児童相談センター人材企画担当課長事務取扱〉)・河島 貴子 (世田谷区児童相談所所長)	・佐藤 康憲(東京家庭裁判所 判事) ・橋本 佳子(名古屋市中央児童相談所 主幹、弁護士) ・浜田 真樹(浜田・木村法律事務所	・石綿 はる美(一橋大学大学院法学研究科 准教授) ・中村 みどり (Children's View & Voices 副代表)
・大久保 法彦(滋賀県中央子ども家庭相談セン ター所長 兼 健康医療福祉部管 理監)	弁護士)	◎橋本 和明(国際医療福祉大学医療福祉 学研究科臨床心理学専攻教授)
・薬師寺 順子 (大阪府中央子ども家庭センター 所長)		○吉田 恒雄(認定NPO法人児童虐待防止 全国ネットワーク 理事長)
計4名	計3名	計4名

 \Box

12/20「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応のマニュアル(案)」についてご議論いただき、座長一任 となったことから、同マニュアル案については、事務的修正等を経て、令和6年1月公表予定。

一時保護の要件について

1. 改正後児童福祉法

─<改正後>─

第三十三条 児童相談所長は、<u>児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは</u>、(略)児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

─<改正前>

第三十三条 児童相談所長は、<u>必要があると認めるときは、</u> (略)児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当 該一時保護を行わせることができる。

2. 「内閣府令(児童福祉法施行規則)で定める場合」の条文案(12/20作業チームでお示し)

- 第三十四条の四 法第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とし、この場合において、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図ること、又はアセスメント(児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することをいい、短期入所指導(法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設等に児童を短期間入所させ、心理療法、生活指導その他の援助を行うことをいう。)を行うことを含む。)を行うことを目的として児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができるものとする。
 - 一 児童虐待防止法第二条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合 (児童虐待防止法第十二条の二第一項に定めるときを含む。)
 - 二 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第六条の六第一項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第二十五条第一項 若しくは児童虐待防止法第六条第一項の規定による通告を受けた場合
 - 三 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合
 - 四 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合
 - 五 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたこと、児童が家出人であることその他の事由 により、次のいずれかに該当する場合
 - イ 児童に保護者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合
 - 口 児童の住居が不明である又は不明となるおそれがある場合
 - 六 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合
 - 七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合



一時保護状請求の流れ(イメージ)

一時保護の理由(内閣府令該当性+一時保護の必要性)の検討



一時保護の開始

- 児童、親権を行<mark>う者</mark>等(親権を行う者又は未 成年後見人)の人定資料の取得
- 児童及び親権を行う者等への説明
- 児童の意見・意<mark>向の</mark>確認
- 親権を行う者等の同意の有無、意見の確認
- 一時保護の理由を裏付ける資料の取得
- 一時保護状請求書の作成
- 提供資料(ケース記録等)の準備
- 一時保護状の請求(事後請求)



一時保護状の発付

- 児童、親権を行う者等(親権を行う者又は未成年後見人)の人定資料の取得
- 児童及び親権を行<mark>う者</mark>等への説明
- 児童の意見・意向の確認
- 親権を行う者等の<mark>同意</mark>の有無、意見の確認
- 一時保護の理由を<mark>裏付</mark>ける資料の取得
- 一時保護状請求書の作成

内

○ 提供資料(ケース記録等)の準備

一時保護状の請求(事前請求)



一時保護状の発付



一時保護の開始



一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応のマニュアル(案)の主なポイント①

※12/20「一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム」でお示ししたもの。同作業チームにおいて座長一任となったことから、 事務的修正等を経て、令和6年1月、マニュアル(案)として公表予定。

第1章 令和4年児童福祉法等改正(一時保護時の司法審査)の概要

第2章 一時保護の要件

1 趣旨

2 一時保護を行うことができる場合

- ・ 児童相談所長が一時保護を行うには、①内閣府令該当性+②一時保護の必要性があることが要件となる(改正後法第33条第1項及び第2項)。
- ・ なお、裁判官は、①内閣府令該当性が満たされていれば、明らかに②一時保護の必要がないと認めるときを除き、一時保護状を発付(同第4項)。

3 内閣府令について(児童福祉法施行規則第34条の4)

- 第1号(児童虐待の場合等)
- ・児童虐待の危険から児童を保護し、その安全の確保及び健全な発達を図るため、一時保護の対象として規定。
- ・「児童虐待を受けた」場合だけでなく、「児童虐待を受けたおそれ」がある場合及び「児童虐待を受けるおそれ」がある場合も対象。
- 第2号(少年法送致又は警察通告の場合)
- ・ 少年法送致又は警察通告を受けた場合は、警察からの情報に基づき調査や情報把握をする必要のあるケースが多いため、一時保護の対象として規定。
- 第3号(自己又は他人への危害の場合等)
- ・ 児童の安全と健全な発達を図り、必要な調査を行うため、一時保護の対象として規定。
- 自己又は他人に「危害を生じさせた」場合だけでなく、「危害を生じさせたおそれ」がある場合及び「危害を生じさせるおそれ」がある場合も対象。
- 第4号(児童による保護の求め等の場合)
- ・児童自身が保護を求めることは、児童にとって深刻な状況が生じているというべきであることから、一時保護の対象として規定。
- ・ 児童の年齢や発達の程度等を考慮し、保護の求めに相当する意見・意向(意思というまでには至らない志向、気持ち)が表明された場合も対象。
- 第5号(保護者不在又は住居不定の場合等)
- ・ 児童に保護者や住居がない場合に、安全・安心な場所を提供し心身の安定を図れるよう、一時保護の対象として規定(おそれがある場合も含む。)。
- ・ 児童の住居が不明の場合には、その養育環境等について把握・調査等をするため、一時保護の対象として規定(おそれがある場合も含む。)。
- 第6号(保護者による保護の求め等の場合)
- ・ <mark>保護者(施設長や里親等を含む。)が保護を求める場合は、育児不安や措置先での児童の不適応等がうかがわれるこ</mark>とから、児童をその養育環境から 一時的に分離して背景事情の把握等を行う必要があるため、一時保護の対象として規定(保護の求めに相当する意見が表明された場合も含む。)。
- 第7号(その他重大な危害が生じるおそれの場合)
- ・ 第1号~第6号までの類型では対応できないものが今後生じ得る場合に備えて規定。

4 一時保護の必要性

・ 児童相談所長は、①内閣府令該当性を前提として、②一時保護の必要性があるか否かについて、各事案に応じて適切に判断することが重要。



一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応のマニュアル(案)の主なポイント②

※12/20「一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム」でお示ししたもの。同作業チームにおいて座長一任となったことから、 事務的修正等を経て、令和6年1月、マニュアル(案)として公表予定。

第3章 一時保護状の請求手続

1 一時保護状の請求が必要となる場合

- ・ ①一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合、②児童に親権者等がない場合、③一時保護を開始した日から起算して7日以内(初日を 含む。)に解除した場合を除き、一時保護状の請求が必要(改正後法第33条第3項)。
- ・ 親権者等が数人あるときはその全員の同意を要する。一部の親権者等から同意を得られない場合のほか、一部の親権者等と連絡がとれずその同意が確認できないような場合には、親権者等の同意があるとはいえないから、請求期限までに一時保護状を請求しなければらないことに留意。

2 一時保護状の請求に係る基本的事項

- ・ 請求者、一時保護時の司法審査の対象となる児童、請求時期(事後請求・事前請求)、一時保護の開始日、請求先、請求の方式など
- 3 一時保護状の請求に向けた具体的手続(児童相談所における事務手続の流れを想定)
- 児童と親権者等の特定
- ・一時保護の対象となる児童は、戸籍謄本、住民票、これらが用意できない場合にあってはその他の公的書類(療育手帳、母子手帳等)により特定。
- ・ 親権者等は、戸籍謄本(外国人の場合は戸籍謄本に代わるものとして親権を有する旨の記載がある公的書類)により特定。事後請求の場合に、7日以内に戸籍謄本を取得できない、外国人につき本国での身分関係の調査が完了しないなどのときには、親権者等を確知できない場合として(同意があるとはいえないとして)、一時保護状の請求を行う必要。
- 親権者等に対する説明
- ・ 一時保護の理由、目的、一時保護時の司法審査の手続概要、親権者等が裁判官に意見を伝達し得ること及びその方法等について、できる限り丁寧に説明(ただし、DV事案等で加害者とされる親権者等に対し連絡しなかった場合は、親権者等の同意があるとはいえないとして一時保護状を請求すること。)。
- 親権者等の同意の確認
- 一時保護を行うことについて可能な限り親権者等の同意を確認する。同意がない場合だけではなく、同意が判然としない場合(同意があるか分からない場合)、同意の真意性に疑義がある場合などは、同意があるとはいえないとして、一時保護状の請求を検討。
- ・ 親権者等の同意の確認は<mark>原則として書面</mark>で行う。ただし、一定の場合(親権者等が遠方、多忙等により来所や郵便等での確認が困難な場合、親権者 等の身体に障害があり署名が困難な場合など)には、<mark>口頭による確認も排除されない</mark>。
- 親権者等の意見を裁判官に伝達する方法
- ・児相が親権者等の意見を聴取して適宜の書類にまとめて裁判官に提供することを基本。
- ・親権者等自らが意見書面の作成を希望する場合はこれを児相を通じて裁判官に提供することが可能。
- 児童の意見又は意向の確認、児童の意見又は意向を裁判官に伝達する方法
- ・一時保護に当たって実施する意見聴取等措置(改正後法第33条の3の3)等により児相が把握した児童の意見又は意向を裁判官に提供。
- 児童自らが意見書面の作成を希望する場合はこれを児相を通じて裁判官に提供することが可能。

っ^{どもまんなみ} **こども家庭庁**

一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応のマニュアル(案)の主なポイント③

※12/20「一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム」でお示ししたもの。同作業チームにおいて座長一任となったことから、 事務的修正等を経て、令和6年1月、マニュアル(案)として公表予定。

第3章 一時保護状請求手続(前頁からの続き)

- 提供資料の準備(関係機関等と連携した資料等の収集)
- 各児相が保有する既存の児童記録、その抜粋又は児童記録の内容を要約したものを提供する方法を基本。
- ・ 一時保護状の請求に当たっては、一時保護の要件の充足性を示す事実関係、児童の意見等や親権者等の意見、それらを踏まえた児相の所見(内閣 府令該当性及び一時保護の必要性を認めた理由)をまとめた簡単な「総括書面」を作成。 ※参考書式は本マニュアル(案)別添のとおり。
- ・児相が裁判所に出した一時保護状の請求に係る事件記録は、裁判所から児童や親権者等に送付されることはなく、審査終了後、児相に返還される。また、裁判所において児童や親権者等の事件記録の閲覧謄写を予定した規定はなく、児相への返還後、児相において開示請求に対応することとなる。
- ・ 資料の収集等においては、関係機関と連携し、資料又は情報の提供等の必要な協力を受けること(改正後法第33条の3の2)。
- 一時保護状請求書の記載事項等
- 一時保護状請求書の記載事項はチェックリスト及び端的な記載欄を基本。※参考書式は本マニュアル(案)別添のとおり。
- 各種事案の取扱い(きょうだい事案の取扱い、移管ケース、親権者等の同意が撤回された場合の対応など)

4 一時保護状の発付又は請求却下

- ・一時保護状の発付又は請求却下後は、裁判所において事件記録の返還を受け、一時保護状を受領。
- ・児童及び親権者等に対しては一時保護時の司法審査の結果等につき適切な説明を行う。請求が却下された場合(不服申立てをしない場合)は意見 聴取等措置後、速やかに一時保護を解除。

第4章 不服申立手続

1 不服申立ての要件

・ 不服申立てでは、①内閣府令該当性、②一時保護の必要性、③一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときが要件となる。③の要件については、外形上の行為や被害の重大性だけではなく、養育環境下に戻ることが児童の心身に与える影響からも検討すること。

2 不服申立手続に係る基本的事項

・ 請求者、請求時期(一時保護状の請求却下の裁判があった日の翌日から起算して3日以内に限り行うことができる)、請求先、請求の方式など

3 不服申立ての具体的手続

- ・ 原裁判時に提供した資料をもってさらに主張を行うほか、当初の一時保護状の請求時には未判明だった事実が新たに判明した場合や取得できていなかった 資料を新たに取得した場合などにはこれらによる主張の補充を行うことも考えられる。
- ・不服申立ての各要件について、事案の概要を踏まえ、児相の所見・評価を文章形式で記載。※参考書式は本マニュアル(案)別添のとおり。

第5章 夜間・休日の対応

・ 一時保護状の請求は平日の裁判所開庁時間中に行われるのが基本だが、やむを得ず夜間・休日に請求する場合はあらかじめ請求先裁判所に連絡した 上で請求を行う。夜間・休日には請求先が異なる可能性があることに留意。請求期限末日が土日・祝日・年末年始となる場合も同日までに請求を要する。



一時保護時の司法審査に係る試行運用(案)について①

1. 実施の趣旨・目的

- ①児童相談所の人員体制強化に係る検討
- 一時保護時の司法審査の導入(令和7年6月施行予定)により、児童相談所において新たに増加すると見込まれる一時保護状の請求に向けた事務負担・作業量等 <u>を適切に把握し、児童福祉司、法務担当事務職員等</u>について、<u>児童相談所の人員体</u> 制強化に係る検討を行う。
 - (※) 令和4年12月の児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、令和7年の一時保護時の司法審査の導入に向け、必要に応じて見直し、児童相談所の体制強化を図ることとしていることなどを踏まえ、必要な検討を行う。
- ②「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル(案)の試行・検討
- 一時保護時の司法審査(令和7年6月施行予定)の導入に向け、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル(案)」について、実務的な観点から試行・検討を行う。
- ⇒ 試行運用を通じて明らかとなった実務上の課題等については、<u>令和6年夏頃〜秋</u> <u>頃に予定している同マニュアルの確定</u>に向けて、<u>マニュアル(案)の記載内容の見</u> <u>直し、追加の検討等</u>を行う。



一時保護時の司法審査に係る試行運用(案)について②

2. 具体的な実施内容

- ~令和6年春頃にかけて、10カ所程度の自治体に協力を得て、当該自治体内で進行している複数の実際の事案について、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル(案)」に沿った対応を試行的に実践してもらう。
- 具体的には、一時保護状の請求を行うまでの流れを踏まえ、以下のような対応を試 行的に行う。
 - 一時保護の要件(府令該当性及び一時保護の必要性)の検討
 - 児童及び親権者等の人定資料の取得・確認
 - ▶ 児童の意見又は意向の確認
 - 児童及び親権者等への説明、親権者等の同意及び意見の確認
 - 一時保護の要件を裏付ける資料の取得
 - ▶ 一時保護状請求書その他の裁判所提出資料の作成・準備
 - (※) ただし、児童や親権者等への説明は現行制度のもので実施。
 - (※)事後請求の場合は、一時保護状の請求までの7日間の時間制限を踏まえて実施。
- 実際のケースワークを通じて生じた実務上の課題、一時保護状の請求のために要した事務作業の時間・人員等について各自治体から報告を受ける。
 - ⇒ 児童相談所の人員体制強化に係る検討及び「一時保護時の司法審査に関する児童 相談所の対応マニュアル(案)の試行・検討を図る。



一時保護時の司法審査の施行に向けた今後の予定について

今後の予定について

○~令和6年春頃:司法審査試行運用

○令和6年夏頃〜秋頃:「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」確定、 内閣府令改正

○令和7年6月1日:施行